第三章 市町村合併の特例等に関する法律の制定 (合併新法) と 国 (T) 動 向

第一節 合併新法に向けた動き

、市町村合併促進プラン(片山プラン)

の片山プラン」として経済財政諮問会議に提出した。平成一五年五月八日、片山総務大臣が「市町村合併の更なる推進のため総務省は、合併特例法の期限を見据えての各種対応策をとりまとめ、

市町村合併促進プラン(市町村合併の更なる推進のための「片山プラン」)

平成一五年五月八日

個別地域に対する重点的な取組の展開

①総務省としての積極的な取組

- ^ 総務省・市町村合併推進本部の改組・拡充
- ・「市町村合併相談センター」を総務省・市町村合併推進本部内に新設。セン・現行の総務省・市町村合併推進本部を総務副大臣を本部長に改組。
- ター内に相談員を設置。
- 政府・市町村合併支援本部との連携を一層強化。
- 請に応じて、当該地域の市町村長、住民等との直接対話による助言を実施。・市町村合併の検討が特に要請される個別具体の地域について、都道府県の要
- ・全国の市町村合併の状況等について積極的に情報提供・広報を展開
- イ ブロック別シンポジウムの開催
- 部員、学識経験者等による住民対話も含んだ形式でのシンポジウムをブロック・市町村合併の検討が特に要請される地域を中心に、政府・市町村合併支援本

毎に開催

合併協議会連絡会議の開催

- 催し、市町村合併を検討する市町村間の横のつながりにより合併を促進。・法定協議会・任意協議会の会長等の参加による「合併協議会連絡会議」を開
- ②都道府県の積極的な取組の要請
- 「市町村の合併のパターン」のフォローアップの実施
- 進状況等を踏まえたフォローアップの実施を要請。 進についての要綱」の「市町村の合併のパターン」について、市町村合併の推・平成一一年八月の指針により都道府県において作成した「市町村の合併の推
- 合併重点支援地域の指定の拡大
- 支援地域の指定の拡大を要請。・上記アを基に、既に任意協議会が設置されている地域等について、合併重点
- 都道府県の調整・勧告
- 置の勧告の積極的な運用を要請。又は地方自治法第二五二条の二第四項に基づく都道府県知事の合併協議会設・上記アに基づき、市町村合併特例法第一六条第五項に基づく都道府県の調整
- エ 都道府県による市町村合併に対する支援の充実
- 村合併への支援措置を更に充実することを要請。・都道府県による合併市町村への権限移譲や都道府県事業の重点実施等の市町
- オ 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報
- :報誌等を通じて住民に対して積極的に情報提供・広報を行うことを要請。都道府県が、域内の市町村合併の状況等の市町村合併の最新情報について、

二 積極的な広報の展開等

広

- ①「市町村合併タウンミーティング」の開催
- 等による、政府主催の「市町村合併タウンミーティング」を開催。・市町村合併について国民の関心を更に高めるため、閣僚、知事、学識経験者

②民間団体との連携による市町村合併の推進

③市町村合併に関する積極的な情報提供・広報の展開・(社)日本青年会議所等の民間団体との協力による各種の連携事業の展開。

市町村合併の最新情報等について、積極的な情報提供・広報を展開

二 市町村合併を推進するための法的対応

①市となるべき要件の特例の延長

三万市特例を市町村合併特例法の期限まで一年間延長。

②現行の市町村合併特例法の経過措置

を次期国会に提出。等を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとし、現行特例法の改正法案等を引き続き適用する旨の経過措置を講ずることとし、現行特例法の財政支援の議決を経て合併申請を行ったものについては、市町村合併特例法の財政支援・当該市町村の合併について、平成一七年三月三一日までに関係市町村が議会

③市町村合併推進のための新たな法律の制定

い、速やかに法律案を次期通常国会に提出。推進のための法律について、地方制度調査会における議論を踏まえて検討を行・現行の市町村合併特例法の失効(平成一七年三月)以降の新たな市町村合併

ア 市町村合併に関する構想(仮称)の策定

(仮称)を策定して、自主的な市町村合併を更に推進。 て、都道府県が新しい合併パターン等を内容とする市町村合併に関する構想・新法においては、分権社会にふさわしい基礎的自治体を目指し、必要に応じ

イ 都道府県によるあっせん、勧告等

規定を創設し、調整機能を強化。勧告や、合併に取り組む市町村間の様々な合意形成に関するあっせん等を行う・都道府県が市町村合併に関する構想に基づき、必要に応じて、合併に関する

ソ 地域自治組織 (仮称) 制度の創設

ら、合併前の旧市町村を単位として、基礎的自治体の事務のうち地域共同的な・合併により規模が拡大する基礎的自治体において住民自治を強化する観点か

名称を残すことも可能に) (これにより、地域自治組織に旧市町村の名称を冠することにより、合併前の事務を処理するため、地域自治組織(仮称)を設けることができる制度を創設。

択できるものとする。特別地方公共団体とするタイプ(法人格を有する)の二つとし、どちらかを選・地域自治組織のタイプは、①行政区的なタイプ(法人格を有しない)と、②

市町村合併の手続の迅速化

兀

都道府県に対しても手続の迅速化を要請。以内に短縮(合併して市となる際の総務省への内協議の廃止等)するとともに、・市制施行協議等に約一〇〇日程度要していた国の手続に要する期間を三〇日

市町村合併の更なる推進のための今後の取組み

し、市町村合併への取組の一層の強化を要請した。今後の取組(平成一五年指針)」を知事に示し、都道府県及び市町村に対平成一五年六月一一日、総務省は「市町村合併の更なる推進のための

○「市町村合併の更なる推進のための今後の取組(指針)」について(通知)

都道府県知事宛総務事務次官通知平成一五年六月一一日 総行合第一七号

全国において、平成一五年六月六日時点で三一五の法定の合併協議会(以下とができるよう、一層強力に市町村合併を推進していくことが必要です。法律第六号)の期限である平成一七年三月三一日までに十分な成果を挙げるこ法律第六号)の期限である平成一七年三月三一日までに十分な成果を挙げるこ法をがには、あと二年を切った市町村の合併の特例に関する法律(昭和四〇年地方分権の担い手にふさわしい行財政基盤を有する基礎的自治体を形成す

の取組が急速に盛り上がっています。三〇二に及んでおり、この一年間で約五倍に増加しており、各地で市町村合併「法定協議会」という。)が設置され、法定協議会を構成する市町村の数は一、

を一層強化する必要があります。合併推進のための取組を改めて点検し、都道府県の全域にわたる計画的な取組合併推進のための取組を改めて点検し、都道府県の全域にわたる計画的な取組の取組が迅速かつ着実に行われるよう、国、都道府県及び市町村においては、このような状況を踏まえ、現在、全国各地において真剣に行われている合併

(指針)」を策定しましたので通知します。の内容を踏まえ、別添のとおり「市町村合併の更なる推進のための今後の取組めの「市町村合併促進プラン」を取りまとめ、かつ公表したところですが、そめのにめ、総務省としても、去る五月八日に、市町村合併の更なる推進のた

2向けて、一層強力に取り組まれるようお願いします。 各都道府県におかれては、今回お示しした指針に基づき、市町村合併の実現

も併せて周知されるようお願いします。 なお、以上の趣旨及び別添の指針について、貴都道府県内の市町村に対して

○市町村合併の更なる推進のための今後の取組(指針)

平成一五年六月一一

日

総務省

第一 「市町村の合併のパターン」のフォローアップの実施

の事項について八月下旬までに提出されたい。なお、提出資料の様式等につい合併の推進状況等を踏まえフォローアップを行うとともに、次の(一)から(四)の推進についての要綱」(以下「要綱」という。)に掲げた事項のうち、「市町村の合併のパターン」については、要綱策定後の各都道府県における市町村日付け自治振第九五号)に基づき各都道府県において策定した「市町村の合併日付け自治振第九五号)に基づき各都道府県において策定した「市町村の合併日付け自治振第九五号)に基づき各都道府県において」(平成一一年八月六日付け自治振第九五号)に基づきを開発していていては、要領について」(平成一一年八月六日が10円では、10円

ては別途通知するものとする。

- (一) 要綱策定後の市町村合併の実績、法定協議会等の設置状況等
- の方式、 状況等) 五年八月一日時点。 任意協議会、 1 各都道府県における、 も含む)。 合併の期日、 研究会等 法定協議会については、 新市町村の名称、 (以下「法定協議会等」という。 要綱策定後の市町村合併の実績及び法定協議会、 新市町村の事務所の位置等に係る協議 各協議会における協議状況)の設置状況 (合併
- 時点)。② 各都道府県における合併重点支援地域の指定状況(平成一五年八月一日
- 例に基づく住民投票等の状況。 町村合併特例法」という。) 第四条又は第四条の二に基づく住民発議並びに条町村合併特例法」という。) 第四条又は第四条の二に基づく住民発議並びに条
- (二) 今後の法定協議会の設置予定等
- ② 平成一五年八月一日から平成一六年三月三一日までの各都道府県におけ、
 議決を得ているもの又は議決を得る具体的な見込みがあるもの)。
 る法定協議会の設置予定(関係市町村において法定協議会の設置に係る議会の
 平成一五年八月一日から平成一六年三月三一日までの各都道府県におけ
- 定)。 並大」の要請趣旨を十分に踏まえた上での今後の都道府県の具体的な指定の予拡大」の要請趣旨を十分に踏まえた上での今後の都道府県の具体的な指定のる合併重点支援地域の指定予定(本指針第二の二「合併重点支援地域の指定の② 平成一五年八月一日から平成一六年三月三一日までの各都道府県におけ
- ての見通し(三)法定協議会の設置の見込みがたっていない地域についての都道府県とし
- 県として市町村合併を推進しうる合併関係市町村の枠組み。 (任意協議会、研究会等が設置されている地域も含む。) についての、都道府の 各都道府県における法定協議会の設置の見込みがたっていない地域 (既
- ② ①の枠組みのない市町村(現状における人口規模等を明示)
- ける各都道府県内の市町村の状況についての見通し(この見通しについては分(四)(一)から(三)までを踏まえた上での平成一七年三月三一日時点にお

かりやすく地図上に示すものとする)。

第二 都道府県における市町村合併の支援策等

の諸点に留意して市町村合併の着実な推進を図られたい。各都道府県においては、それぞれの市町村合併の協議の進展等を踏まえ、次

一 枠組み未定地域に対する都道府県による積極的な支援

とにより法定協議会の立ち上げに至っていない地域等が想定される。 とにより法定協議会の立ち上げに至っていない地域等が想定される。 があるにもかかわらず諸般の事情により関係市町村間の調整が滞っているこを積極的に検討されたい。勧告は、例えば、合併重点支援地域に指定後一年を 第二五二条の二第四項及び市町村合併特例法第一六条の二第一項の規定に基第二五二条の二第四項及び市町村合併特例法第一六条の二第一項の規定に基

二 合併重点支援地域の指定の拡大

点支援地域に指定することを検討されたい。特に、 域を指定している都道府県においても、 以下「一四年指針」という。)の内容を踏まえ、 第四〇号。以下「一三年指針」という。)及び る地域については原則として合併重点支援地域に指定するとともに、 まえた今後の取組 いての要綱』を踏まえた今後の取組 3のできるだけ多くの地域について平成一五年度の可能な限り早期に合併重 現下の市町村における合併への取組状況並びに「『市町村の合併の推進につ (指針)について」(平成一四年三月二九日総行市第五三号。 (指針) 」 指定の一層の拡大を行い、 (平成一三年三月一九日総行市 「市町村合併の協議の進展を踏 既に数箇所の合併重点支援地 法定協議会が設置されてい 都道府県全 任意協議

会が設置され、合併についての具体的な協議が進展することが望まれる。努められたい。これらの地域については、平成一五年度の早い時期に法定協議とができる段階に達するよう、都道府県において関係市町村間の調整等に鋭意会が設置されている地域についても速やかに合併重点支援地域に指定するこ

都道府県による市町村合併に対する支援策の充実

り組まれたい。

り組まれたい。

り組まれたい。

り組まれたい。

り組まれたい。

り組まれたい。

り組まれたい。

の推進に当たり重要な役割を担っており、市町村合併特例法の期限である平成の推進に当たり重要な役割を担っており、市町村合併特例法の期限である平成の推進に当たり重要な役割を担っており、市町村合併特別法の期限である平成の推進に当たり重要な役割を担っており、市町村合併の推進に当たい。

四 法定協議会における協議、廃置分合手続等における具体的な都道府県の役四 法定協議会における協議、廃置分合手続等における具体的な都道府県ので限をパッケージ化して合併市町村に移譲することに積極的に取り組まれたい。規定に基づく条例による事務処理の特例制度の活用により、都道府県知事の権併の促進に資すると考えられることから、地方自治法第二五二条の一七の二の併の促進に資すると考えられることから、地方自治法第二五二条の一七の二の年また、一定の人口規模を有する市に権限をまとめて移譲することが市町村合

(一) 合併協議を進展させる上での都道府県の役割

いて積極的に取り組まれたい。 な進行のための支援を行うことが求められる。ついては、次に掲げる支援につな進行のための支援を行うことが求められる。ついては、次に掲げる支援につ県が果たすべき役割は非常に重要であり、特に法定協議会における協議の円滑県が果たすべき役割は非常に重要であり、特に法定協議会における協議を具体的へ後、市町村合併特例法の期限までに、市町村における合併の協議を具体的

議不調時の調整、合併協定項目に関する調整、市町村建設計画の策定における② 法定協議会における具体的な協議に対して、協議全般にわたる助言、協

助言等を行うこと。

相談に応じやすい体制を整備すること。 都道府県における合併推進のための組織を拡充し、 市町村や住民から 0

廃置分合手続等における留意事項

年三月二七日総行市第九七号)により各都道府県知事あて通知したとおり、 おける総務大臣との「内協議」を廃止するなどしたところである るべき要件の特例が適用されている間、 における手続を迅速化し、 「市町村合併の手続の迅速化について 市町村合併特例法附則第二条の二に規定する市とな 市制施行協議(市町村合併に限る) (通知) (平 成 玉 五.

市町村合併特例法第五条第三項の規定に基づく市町村建設計画の協議その他 合併に関する手続についても、その迅速化に努められたい これを踏まえ、 都道府県においては、 その内容を適切に審査するとともに、

とされたい。 処理など、都道府県議会における審議・議決の配慮を積極的に検討するととも 対する市町村の意向に十分配慮し、臨時議会の開催、 なお、市町村から廃置分合の申請が行われた場合にあっては、 都道府県議会の議決後は速やかに決定処分を行い総務大臣に届け出ること 議会の会期における冒頭 合併期日等に

Ŧi. 市町村合併に関する積極的な情報提供・広報

公表されたい 状況等について、 を常に把握するとともに、 都道府県においては、各都道府県内の市町村合併についての最新の協議状況 住民に分かりやすく地図上に示しながら広報誌等を活用して 法定協議会等の設置状況、 合併重点支援地域の指定

市町村の自主的・主体的な取組

諸点について市町村に対して要請されたい 各都道府県においては、それぞれの市町村合併の協議の進展等を踏まえ、 次

市町村の取組状況の公表

てできるだけ頻繁に、広報誌やホームページを活用して住民に分かりやすく合 、体的な合併に係る協議を行っている市町村にあっては、協議の進展に応じ

> 併の取組状況を公表するとともに、 住民からの相談にも積極的に応じること。

合併協議会の設置と運営

特に効率的・効果的な運営に努めること。 サービスや負担の水準の調整等多くの事項について協議を行う必要があるが、 - 町村合併特例法の期限が平成一七年三月三一日までであることにかんがみ、 法定協議会の設置後は、 将来のまちづくり、 行政体制の整備、 構成団体 間

市

会にあっては、 住民に公表することが重要であり、 (映に努めること。 また、法定協議会における議論について透明性を高めるため、 一三年指針及び一四年指針の内容を踏まえ、住民意思の的確な 特に、 住民発議により設置された法定協議 議論の内容を

四 国による市町村合併の推進のための支援措置

反

組んでいるところであり、 国においては、 市町村合併を更に推進することとしており、 市町村合併特例法の期限である平成一七年三月三一 了知されたい。 そのために次の事項等に取 日まで

な取組 総務省・市町村合併推進本部の改組・拡充による個別地域に対する重点的

合併に係る個別具体の相談・情報提供を行うこととしている。 である。市町村合併相談センター内部においては相談員を配置し、 部長に改組・拡充し、本部内に に係る諸制度の内容、合併協議を進めるに当たっての諸課題 総務省・市町村合併推進本部を平成一五年五月一六日付けで総務副大臣を本 「市町村合併相談センター」を新設したところ への対応等市町村 市町村合併

等との直接対話による助言を実施するものとする。 また、市町村合併の具体的な検討が特に要請される個別具体の地域につい 都道府県の要請に応じて、 都道府県とともに、 当該地域の市町村長、 住民

市町村合併支援プランに基づく事業の実施

ともに、 施 策である 総務大臣を本部長とする政府の市町村合併支援本部において、 平成一四年八月三〇日にはこの「市町村合併支援プラン」を改定し、 「市町村合併支援プラン」を決定(平成一三年八月三〇日)すると 各省庁の連携

ているところである。

「以存の五七項目から八○項目へ支援策を追加・拡充したところである。

「以存の五七項目から八○項目へ支援策を追加・拡充したところである。

「以存の五七項目から八○項目へ支援策を追加・拡充したところである。

組を積極的に支援するものとする。 政府としても、この市町村合併支援プランに基づき、市町村合併に関する取

- 一 市町村合併に関する積極的な広報の展開
- 一)住民への広報・啓発
- をブロック毎に開催する。 ① 平成一五年度においては、市町村合併の具体的な検討が特に要請される地
- よる、政府主催の「市町村合併タウンミーティング」を開催する。② 市町村合併について国民の関心を更に高めるため、閣僚、学識経験者等に
- 二) 合併協議会連絡会議の開催

とする。 るため、法定協議会の会長等の参加による合併協議会連絡会議を開催するものるため、法定協議会の会長等の参加による合併協議会連絡会議を開催するもの合併について取り組んでいる市町村間の横のつながりにより合併を促進す

四 市町村合併を推進するための法的対応

(一) 現行の市町村合併特例法の経過措置

ることとする。

(二) 市町村合併推進のための新たな法律の制定

例を中心に定め、現行法のような財政支援措置はとらないものとする。まえて検討を行う。この法律は、市町村合併に関する障害を除去するための特村合併推進のための法律について、第二七次地方制度調査会における議論を踏現行の市町村合併特例法の失効(平成一七年三月三一日)以降の新たな市町

一、市町村の合併の特例に関する法律の改正(平成一五年

当時、法定協議会または任意協議会の設置は、全国の市町村の約六割当時、法定協議会または任意協議会の設置は、全国の市町村の約六割当時、法定協議会または任意協議会の設置は、全国の市町村の約六割当時、法定協議会または任意協議会の設置は、全国の市町村の約六割

本案は同年七月二日に成立し、同月九日に公布・施行された。あるものとされたものである。

四、今後の地方自治制度のあり方に関する答申

すこと等を含めた答申を小泉純一郎総理大臣に提出した。併特例法期限切れ後に新法を制定し、引き続き自主的な市町村合併を促平成一五年一一月、第二七次地方制度調査会は、平成一七年三月の合

○今後の地方自治制度のあり方に関する答申(カヤ

地方制度調査会平成一五年一一月一三日

変容していくことが期待されている。 変容していくことが期待されている。 な中で、広域自治体としてその自立的発展のために戦略的な役割を果たすべく以上に期待されており、都道府県は、経済社会活動が広域化、グローバル化す 以上に期待されており、都道府県は、経済社会活動が広域化、グローバル化す としている。市町村は、 表が国の地方自治制度は、平成一二年の地方分権一括法の施行により、その

しい協働の仕組みを構築することが求められている。る活動が活発に展開されており、地方公共団体は、これらの動きと呼応して新また、地域においては、コミュニティ組織、NPO等のさまざまな団体によ

治体のあり方」、「大都市のあり方」、「広域自治体のあり方」について、今回一以来七回の総会と三四回の専門小委員会にわたる議論の結果として、「基礎自の関係者との意見交換会なども行って調査審議を重ねてきたが、当調査会設置の関係者との意見交換会なども行って調査審議を重ねてきたが、当調査会設置が悪化に対応した地方行財政制度の構造改革」についての諮問を受け、現地での関係者との意見交換会なども行って調査審議を重ねてきたが、当調査会設置が関係者と、近のような制度に変革していくべきかが問われている。

制のあり方を含め、当調査会としても引き続き検討していくこととしたい。となるものである。このような課題については、地方自治に関する基本的な法にも確固たるものにすることが、さらなる分権改革に託されるべき重要な課題なお、憲法第八章の地方自治の本旨の内容を具体化し、分権型社会を制度的

定の結論を得たので、ここに答申する。

第一 基礎自治体のあり方

一 地方分権時代の基礎自治体の構築

(一) 地方分権時代の基礎自治体

分権一括法の施行で、我が国における地方分権改革は確かな一歩を踏み出し機関委任事務制度の廃止等により国と地方との役割分担を明確にした地方

た

ことが必要である。の考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していくの考え方に基づき、「基礎自治体優先の原則」をこれまで以上に実現していく、例の我が国における行政は、国と地方の役割分担に係る「補完性の原理」

えると、一般的には、基礎自治体の規模・能力はさらに充実強化することが望きる専門的な職種を含む職員集団を有するものとする必要がある。これを踏まふさわしい十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政事務に的確に対処でして、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、これにこのためには、今後の基礎自治体は、住民に最も身近な総合的な行政主体と

正することが望ましい。 基礎自治体に対しては引き続き国として積極的な事務や権限の移譲を進め にすることが望ましい。 基礎自治体に対しては引き続き国として積極的な事務や権限の移譲を進め を教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として基礎自治体 で処理できる体制を構築する必要がある。その結果、国民がこのような地方分 を教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として基礎自治体 で処理できる体制を構築する必要がある。その結果、国民がこのような地方分 を教育、まちづくりなど住民に身近な事務については、原則として基礎自治体 に身近な事務処理の特例の活用等により、規模・ といできるよう といできるよう といできるよう にすることが望ましい。

(二) 住民自治の充実

自治が重視されなければならない。自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、住民由己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、住民地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と

(なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとの協スを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重を検討して住民自治の充実を図る必要がある。また、地域における住民サー、後述する地域自治組織を設置することができる途を開くなどさまざまな方基礎自治体は、その自主性を高めるため一般的に規模が大きくなることか

る。 働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことを目指すべきであ

一 市町村をめぐる状況

(一)市町村の役割の変化

今後、生き目台本は、「『昼後しない質」できた。日代に、どの多様との口で、の処理のため人口八千以上を標準として「昭和の大合併」が行われ、中学校事務の処理のため、以前から存在していたいわゆる「自然村」を基盤として、「行政村」を編成したことに由来する。その後、小学校事務の処理等のたて、「行政村」を編成したことに由来する。その後、小学校事務の処理等のたびく事務の処理のため、以前から存在していたいわゆる「自然村」を基盤として、行政村」を編成したいとは、明治初期に、地域の公共事務及び法令に基税が国の近代的な市町村制度は、明治初期に、地域の公共事務及び法令に基

率的に処理することが求められている。住民との共同の下に、質的にも高度化し、量的にも増大する事務を適切かつ効今後、基礎自治体は、一層厳しさを増す環境、住民ニーズの多様化の中で、

(二)市町村を取り巻く厳しい財政事情

おこいる。生じており、その借入金残高は平成一五年度末で約一九九兆円にのぼると見込を有するなど極めて厳しい状況にある。地方においても毎年巨額の財源不足を近年我が国の財政は、税収が落ち込む中で、国・地方ともに巨額の債務残高

しを図ることが避けられない状況にある。

「大田村の規模等に対応して行われてきた各種の財政措置等についても見直ら、市町村の規模等に対応して行われてきた各種の財政措置等についても見直られ、各地方公共団体は、コスト意識を持って事務・事業に取り組み、地域にられ、各地方公共団体は、コスト意識を持って事務・事業に取り組み、地域にこのような状況を踏まえると、今後地方財政全般にわたり歳出の抑制が求め

(三)少子高齢化の進行

ると、二○三○年には人口五千未満の市町村が現在の約七○○団体から、一、がさらに進んだ地域社会が出現するものと見込まれる。また、このまま推移す今後、国全体の人口が二○○六年をピークに減少する中で、全国的に高齢化

二〇〇団体近くに増加すると予想されている。

とが困難となることを想定せざるを得ない。一条の二第一項に規定する住民福祉の増進を図るという基本的役割を担うこ基盤を維持できない状態に陥ることが予想される。これにより、地方自治法第が、特に小規模な市町村に与える影響は深刻であり、これまでのような行財政少子高齢化の進行への対応は、我が国の行政全般に関わる大きな課題である

(四)市町村合併の位置づけ

.模・能力の拡充を図る市町村合併を引き続き推進していくべきである。このような状況の中で、今後の基礎自治体のあり方を展望すると、市町村の

国主的合併が進展するように取組を進めていくことが肝要である。 自主的合併が進展するように取組を進めていくことが肝要である。 自主的合併が進展するように取組を進めていくことが肝要である。 自主的合併が進展するように取組を進めていくことが肝要である。 自主的合併が進展するように取組を進めているとが肝要である。 自主的合併が進展するように取組を進めていくことが肝要である。 自主的合併が進展するように取組を進めていくことが肝要である。 自主的合併が進展するように取組を進めていくことが肝要である。 自主的合併が進展するように取組を進めていくことが肝要である。 自主的合併が進展するように取組を進めていくことが肝要である。

編成するものと位置づけることができる。
にふさわしい行財政基盤を有する基礎自治体を形成するために、市町村を再まえつつ、地方分権改革により明らかにされた地域において包括的な役割を担拡大等をはじめとする経済社会の変貌、著しい少子高齢化の進行等の状況も踏拡在進められている市町村合併は、「昭和の大合併」後の生活圏や経済圏の現在進められている市町村合併は、「昭和の大合併」後の生活圏や経済圏の

成する動きともとらえることができる。1治体経営の単位を再編成し、都市と農山漁村が共生する新しい基礎自治体をまた、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の機能を維持するため、

合併特例法期限到来後における分権の担い手としての基礎自治体

(一)平成一七年四月以降の合併推進の手法

1 法律は、 おける合併特例債等のような財政支援措置はとらないこととすべきであ 合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法に 一定期間さらに自主的な合併を促すこととする必要がある。この (平成一七年三月三一日)後は、

合併の申請を終え、平成一八年三月三一日までに合併したものについて 日までに関係市町村が当該市町村議会の議決を経て都道府県知事への 合併特例法の規定を引き続き適用する旨の経過規定を置くことが適当 現行の合併特例法は延長しないことを前提に、平成一七年三月三

想を策定することとすべきである。 が市町村合併に関する審議会等の意見を踏まえて市町村合併に関する構 新法においては、自主的な合併を推進するため、 必要に応じて都道府県

町村を対象とすべきである。具体的には、生活圏域を踏まえた行政区域の 模な市町村に係る合併等がこの構想に定められるものとすべきである。 形成を図るための合併、指定都市、中核市、特例市等を目指す合併、小規 治体の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市 も考慮することが必要である。 は、おおむね人口一万未満を目安とすることとするが、地理的条件や人口 なお、都道府県が構想を策定するに当たっての小規模な市町村として 上記の構想は、現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、 経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯について

り自主的な合併を進めることとすべきである 合併に取り組む市町村間のさまざまな合意形成に関するあっせん等によ 都道府県知事は構想に基づき、 現行の合併特例法においても、合併の是非を含め合併に関するさ 合併協議会の設置や合併に関する勧告、

(3)

協議会の設置を勧告したとき、 設けることを検討する必要がある。 置について議会に付議するか、あるいは住民投票を行うこととする制度を 票を行うこととされている。このような場合と同様、 まざまな協議を行う場である合併協議会の設置について、一定の場合に市 村長の請求や有権者の六分の一以上の署名による請求によって住民投 一定の場合には市町村長が合併協議会の設 都道府県知事が合併

町

(二)市町村合併に関連する多様な方策

1 合併後の基礎自治体における地域自治組織制度の活用

する観点や、住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理す るため、下記四(一)の地域自治組織(仮称。以下同じ。 るという観点から、 ることが考えられる。 合併後、総じて規模が大きくなる基礎自治体内において住民自治を強化 、基礎自治体の事務のうち地域協働的な事務等を処理す)の制度を活用す

ことができる等の特例を設けることが適当である。 下記四(二)②の法人格を有する地域自治組織を旧市町村単位に設置する なお、合併に際して地域自治組織を活用するときは、 合併後の

町村のまとまりも活かした包括的な基礎自治体ともいうべき形態をとる ことが可能となる。併せて、地域自治組織に旧市町村の名称を冠すること によって、 この制度を活用することにより、合併後の基礎自治体は、 合併前の名称を残すことも可能となる。 合併前の旧市

自治組織を設置することを勧告することができるものとすべきである。 定の場合に小規模な市町村等を対象として、その市町村を単位とする地域 域自治組織を設置できることとするが、都道府県知事も合併に際して、 町村は、 前述のとおり、その自主的な判断により、 基礎自治体内の地

合併困難な市町村に対する特別の方策

2

ア 要があるが、 市町村合併については、地域の特性等を踏まえた上で推進していく必 例えば自らは他の市町村との合併を希望していてもさまざ

うな事態が生じることがあり得る。 けて合併に関するあっせん等の調整を行ってもなお合併に至らないよまな事情により合併協議が整わず、都道府県知事が上記の構想に位置づ

のでは、こうにかなが見てつらずずせこうでは、Add 後春で再覧といる。 域連携の方策により対応することについて検討を進める必要がある。 葉え、基礎的自治体のみによって構成される広域連合制度の充実等の広 難である市町村に対して、合併の進捗状況や市町村の具体的ニーズを踏 難である市町村に対して、合併の進捗状況や市町村の具体的ニーズを踏

近隣の基礎自治体に委託すること等も考えられる。

しい仕組み 四 基礎自治体における住民自治充実や行政と住民との協働推進のための新

(一) 地域自治組織の制度化

という観点が重要である。近なところで住民に身近な事務を住民の意向を踏まえつつ効果的に処理する基礎自治体には、その事務を適切かつ効率的に処理するとともに、住民に身

な地域づくりに資する地域のセーフティネットの構築が喫緊の課題となってまた、本格的な少子高齢社会が到来しつつある今日、安全で住みやすい快適

求められる重要な機能のひとつである。在力を十分に発揮する仕組みをつくっていくことも、これからの基礎自治体にいる。このため、行政と住民が相互に連携し、ともに担い手となって地域の潜

礎自治体の判断によって設置できることとすべきである。や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を基こうしたことから、基礎自治体内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化

るタイプを設置できることとすることが適当である。 べき事情がある場合には、 たしてきた役割を踏まえ、 を導入すべきである。ただし、市町村合併に際しては、合併前の旧市町村が果 を損なうことのないようにするということにも配慮して a) 行政区的なタイプ を有する。)が考えられるが、一般制度としては、 なタイプ(法人格を有しない。)とb)特別地方公共団体とするタイプ(法人格 についての中間報告」(平成一五年四月三〇日)で示したように、 地域自治組織のタイプとしては、当調査会の「今後の地方自治制度のあり方 合併後の一定期間、 合併前の旧市町村単位にb) 従前のまとまりにも特に配慮す 基礎自治体としての一体性 特別地方公共団体とす a 行政区的

制度とする必要がある。とどめ、地域の自主性を尊重し、地域において活用しやすいものとなるようなとどめ、地域の自主性を尊重し、地域において活用しやすいものとなるようななお、地域の状況がさまざまであることから、法律で定める事項は最小限に

(二) 地域自治組織の仕組み

し、具体的な仕組みは以下のとおりとすることが考えられる。 地域自治組織は、区域内に住所を有する者が当然にその構成員となるものと

① 一般制度としての地域自治組織の仕組み

ア 基本的な機能と組織

るものとする。
としての機能を有するものとし、基礎自治体の一部として事務を分掌すらに行政と住民や地域の諸団体等が協働してして担う地域づくりの場らに行政と住民や地域の諸団体等が協働してして担う地域づくりの場か 基礎自治体の事務を処理する機能と住民の意向を反映させる機能、さんを設定しての地域自治組織は、住民に身近なところで住民に身近

アントの。 文所、出張所的な機能と地域協議会の庶務を処理する機能を担わせるもい治組織の長を置くこととする。また、地域自治組織には事務所を置き、地域自治組織の機関として、地域協議会(仮称。以下同じ。)及び地域

きることとする。 る場合は、条例に代えて、あらかじめ合併協議によって定めることがで条例で定めることとするが、市町村合併に際して地域自治組織を設置すなお、区域をはじめ各地域自治組織の基本的な事項は、基礎自治体の

イ 地域協議会

(ア) 役割

地域協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根ざれらの機関に建議することができることとする。それらの機関に建議することができることとする。それらの機関に建議することができることとする。

とが考えられる。いては、基礎自治体の長に必ず地域協議会の意見を聴くよう求めるこいては、基礎自治体の長に必ず地域協議会の意見を聴くよう求めるこ治体の予算、基本構想、重要な施設の設置及び廃止等一定の事項につなお、基礎自治体の判断により、地域自治組織の区域に係る基礎自

(イ) 構成員の選任等

(ア)で述べた地域協議会の役割から、構成員の選任に当たっては地域協議会の構成員は、基礎自治体の長が選任する。

とから、その構成員は、原則として無報酬とする。なお、地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであるこなお、地域協議会は、住民の主体的な参加を期待する必要がある。域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮する必要がある。とから、その構成員は、原則として無報酬とする。とから、その構成員は、原則として無報酬とする。

ウ 地域自治組織の長

(ア) 役割

域の実情に応じたきめ細かな事業・施策を実施する役割を担うものとす連携の下、地域協議会によりとりまとめられた地域の意見を踏まえ、地地域自治組織の長は、地域自治組織を代表し、地域協議会との緊密な

(イ) 選任

地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任する。

工財源

財源について所要の措置を講じることが期待される。るよう、必要な予算を確保するなど、基礎自治体において地域自治組織の地域自治組織が、地域協議会の意見を尊重しつつ必要な事業が実施でき

域自治組織の長を置くほか、事務所を置くこととする。期待されるところであり、その組織についても、①と同様、地域協議会と地このタイプの地域自治組織についても、①の地域自治組織と同様の役割が

ア設置

①との相違点を中心とした制度の仕組みは以下のとおりである。

に設けることができることとする。
合併協議により規約を定め、合併後の一定期間、合併前の旧市町村単位

所要の関与を行う必要がある。 なお、法人格を有することから、設置に当たって都道府県知事が認可等

イ 事務の考え方

約で定めるものを自らの事務として処理する。事務のうち、その地域自治組織の区域に係る地域共同的な事務であって規地域自治組織は、法令により処理が義務づけられていない基礎自治体の

事務を地域自治組織において処理することもできるものとする。などにより、法令により基礎自治体が処理することが義務づけられているまた、地域自治組織の機関が基礎自治体の補助機関の地位を兼ねること

ウ組織等

6。 項につき基礎自治体の長その他の機関に建議することができることとす項につき基礎自治体の長その他の機関に建議することができることとす地域協議会は、地域自治組織の予算等を決定するほか、必要と認める事

とする。 規約で定めることとする。なお、構成員は、①と同様、原則として無報酬規約で定めることとする。なお、構成員は、①と同様、原則として無報酬地域協議会の構成員の選出方法は、地域の自主性を尊重する観点から、

とし、必要な場合には、臨時の職員を採用できることとする。地域自治組織の事務局の職員は、基礎自治体からの派遣又は兼務を原則地域自治組織の長は、基礎自治体の長が選任するものとする。

一財源

めの財源を確保するよう配慮するものとする。転財源によることとし、基礎自治体は地域自治組織の円滑な事務運営のた基礎自治体の事務の一部を処理するための財源は、基礎自治体からの移

団体ともしないこととする。 課税権と地方債の発行権限は有しないこととし、地方交付税の交付対象

きることとすることを検討する必要がある。務を実施することを認める場合には、何らかの住民の負担によることがでなお、地域自治組織が上記の移転財源による財源見合いの事務以外の事

③ 指定都市への適用について

地域自治組織を設置することができることとする。 指定都市については、行政区その他の一定の区域(出張所単位等)をもって

第二節 合併新法の施行

法案を国会へ提出した。を図るための「市町村の合併の特例等に関する法律案」等、合併関連三を図るための「市町村の合併の特例等に関する法律案」等、合併関連三び改正の準備に入り、平成一六年三月、平成一七年四月以降の合併推進第二七次地方制度調査会答申等を受け、総務省では関係法令の制定及

設置、 た。 都道府県知事に合併の申請を行い、 法の経過措置(平成一七年三月三一日までに市町村が議会の議決を経て 合併の特例に関する法律の一部を改正する法律」においては、 行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用) に関連する点としては、 また、 地域自治区の特例、 「地方自治法の一部を改正する法律」において、 地域自治区の創設がなされ、また、 部事務組合等の特例の拡充等が盛り込まれ 平成一八年三月三一日までに合併を 、合併特例区の 特に市 「市町村の 合併特例 ·町村合併

○地方自治法の一部を改正する法律及び市町村の合併の特例に関する法律の一部

、各都道府県知事あて総務事務次官通知、平成一六年五月二六日、総行行第五七号・総行市第二○四号、

いては下記第二の五(一)に掲げる日から施行することとされました。日に公布され、改正自治法については下記第一の七に掲げる日、改正特例法につ成一六年法律第五八号。以下「改正特例法」という。)は、平成一六年五月二六法」という。)及び市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(平地方自治法の一部を改正する法律(平成一六年法律第五七号。以下「改正自治

をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配

第一 改正自治法に関する事項

- 一 都道府県の申請に基づく都道府県合併の手続等の整備に関する事項
- 一)都道府県の境界にわたる市町村の設置に関する事項

こと。 合併と同様の規定の整備を行うものであり、改正点は以下のとおりである合併と同様の規定の整備を行うものであり、改正点は以下のとおりであるこの改正は、都道府県の境界にわたる市町村の新設合併について、編入

- 治法」という。)第六条第二項関係)電界も、また、自ら変更するものとされたこと。(地方自治法(以下「自境界も、また、自ら変更するものとされたこと。(地方自治法(以下「自 都道府県の境界にわたって市町村の設置があったときは、都道府県の
- れたこと。(自治法第七条第三項関係) 係のある普通地方公共団体の申請に基づき、総務大臣が定めるものとさ② 都道府県の境界にわたる市町村の設置を伴う市町村の廃置分合は、関
- されたこと。(自治法第七条第四項関係) 方公共団体の申請に基づき、総務大臣が当該処分と併せて定めるものとおいては、当該市町村の属すべき都道府県について、関係のある普通地図 ②により都道府県の境界にわたる市町村の設置の処分を行う場合に
- (二) 都道府県の申請に基づく都道府県合併に関する事項

としたものであり、具体的な手続は以下のとおりであること。この改正は、都道府県の自主的な発意による合併の途を開くことを目的

- 第一項関係) 第一項関係) 常一項関係) コ以上の都道府県の廃止及びその区域への編入は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認をの区域への編入は、関係都道府県の申請に基づき、内閣が国会の承認を県の設置又は都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一の都道府県 二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一の都道府
- ② ①の申請については、関係都道府県の議会の議決を経なければならな

- いものとされたこと。(自治法第六条の二第二項関係
- ① ①の申請は、総務大臣を経由して行うものとされたこと。(自治法第
- 毎示しなければならないものとされたこと。(自治法第六条の二第四項告示しなければならないものとされたこと。(自治法第六条の二第四項を計算の合併の処分があったときは、総務大臣は、直ちにその旨を
- れたこと。(自治法第六条の二第五項関係) 都道府県の合併の処分は、④の告示によりその効力を生ずるものとさ
- 一)都道府県の合併の場合の都道府県議会の議員の定数に関する事項

こと。 議会の議員の定数を定める手続規定については、以下のとおり改正された議会の議員の定数を定める手続規定については、以下のとおり改正された

- ③ 都道府県の合併の処分により、著しく人口の増加があった都道府県においても、議員の定数を増加することができるものとされたこと。(自治法第九○条第五項関係)
- れたこと。(自治法第九〇条第六項関係) お道府県の議会の議員の定数を定めなければならないものとさされる都道府県の議会の議員の定数を定めなければならないものとさいる都道府県」という。)は、その協議により、あらかじめ、新たに設置 新たに設置される都道府県の区域の一部となる都道府県(以下「設置関② 都道府県の設置をしようとする場合において、その区域の全部が当該②
- たこと。(自治法第九〇条第七項関係)関係都道府県は、直ちに当該定数を告示しなければならないものとされ図)新たに設置される都道府県の議会の議員の定数を定めたときは、設置
- ④ ③により告示された新たに設置される都道府県の議員の定数④ ③により告示された新たに設置される都道府県の議会の議員の定数
- ⑤ ②の協議については、設置関係都道府県の議会の議決を経なければな

- べき議員の数に関する事項(四)都道府県の合併の場合の国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙す
- おりとされたこと。 (二) により、都道府県の合併の処分が行われた場合における国会議員(二) により、都道府県の合併の処分が行われた場合における国会議員
- 自治法附則第三条関係)出)議員の選挙区は、なお従前の区域によるものとされたこと。(改正出)議員の選挙区は、なお従前の区域によるものとされたこと。(改正) (二)①による都道府県の廃置分合があっても、衆議院(比例代表選
- 例によるものとされたこと。(改正自治法附則第三条関係)議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、なお従前の② (二)①による都道府県の廃置分合があっても、参議院(選挙区選出)

二 議会の定例会に関する事項

治法第一○二条第二項関係) 条例で定める回数これを招集しなければならないものとされたこと。(自善通地方公共団体の議会の定例会の回数に係る制限が撤廃され、毎年、

されたこと。

(自治法第二○二条の五第四項関係)

三 収入役に関する事項

ただし書関係) を兼掌させることができるものとされたこと。(自治法第一六八条第二項を兼掌させることができるものとされたこと。(自治法第一六八条第二項

四 地域自治区に関する事項

(一) 地域自治区の設置

- (自治法第二〇二条の四第一項関係)で定める区域ごとに地域自治区を設けることができるものとされたこの意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けの 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民
- ■……、「関で定めるものとされたこと。(自治法第二○二条の四第二項)がは、条例で定めるものとされたこと。(自治法第二○二条の四第二項) 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区

と。(自治法第二〇二条の四第三項関係) 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもって充てるものとされたこ

(二) 地域協議会の設置及び構成員

- ① 地域自治区に、地域協議会を置くものとされたこと。(自治法第二○
- 等に負担を、 から、市町村長が選任するものとされたこと。(自治法第二〇二条の五から、市町村長が選任するものとされたこと。(自治法第二〇二条の方と)地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうち
- ① 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において条例で定める期間と画に十分配慮する必要があること。(自治法第二〇二条の五第三項関係)適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならないものとされたこと。この場合において、公平性、手続の透明性及び住民の実質的参たこと。この場合において、公平性、手続の透明性及び住民の実質的参たこと。この場合において、公平性、手続の透明性及び住民の実質的参加にといる。この構成員の構成が、地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の
- の五第五項関係)地域協議会の構成員には報酬を支給しないこと。(自治法第二〇二条主体的な参加を期待するものであることにかんがみ、その構成員は、原主体的な参加を期待するものであることにかんがみ、その構成員は、住民のものとされたこと。なお、地域自治区に置かれる地域協議会は、住民のの五第五項関係)

(三)地域協議会の会長及び副会長

- 二〇二条の六第一項関係) 地域協議会に、会長及び副会長を置くものとされたこと。(自治法第
- ものとされたこと。(自治法第二〇二条の六第二項関係)② 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める
- ③ 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期に
- ④ 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表

するものとされたこと。(自治法第二○二条の六第四項関係

(自治法第二○二条の六第五項関係)協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理するものとされたこと。⑤ 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域

(四) 地域協議会の権限

こと。(自治法第二〇二条の七第一項関係)村長その他の市町村の機関に意見を述べることができるものとされた関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村の機

ア 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

事項 アのほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する

る者との連携の強化に関する事項 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有す

- れたこと。(自治法第二〇二条の七第二項関係)ては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならないものとさ域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合におい② 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地
- こと。(自治法第二〇二条の七第三項関係)あると認めるときは、適切な措置を講じなければならないものとされた③ 市町村長その他の市町村の機関は、①及び②の意見を勘案し、必要が

(五) 区地域協議会

- むのとされたこと。(自治法第二五二条の二〇第六項関係)地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる地域自治区ができるものとされたこと。この場合において、その区域内に置くことができるものとされたこと。この場合において、その区域内に
- けて定めなければならないものとされたこと。(自治法第二五二条の二② 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分

○第八項関係

(自治法第二五二条の二○第九項関係) 一部の区の区域に地域自治区を設けることができるものとされたこと。 一部の区の区域に地域自治区を設けることができるものとされたこと。

財務会計制度に関する事項

Ŧi.

(一) 支出命令の手続の簡素化に関する事項

により行うものとされたこと。(自治法第二三二条の四第一項関係)普通地方公共団体の長による支出の命令について、政令の定めるところ

長期継続契約の対象範囲の拡大に関する事項

続契約として締結できるものとされたこと。(自治法第二三四条の三関係)四条の三において規定されているもののほか、政令で定める契約を長期継長期継続契約については、改正自治法による改正前の地方自治法第二三

条例による事務処理特例に関する事項

六

のとされたこと。(自治法第二五二条の一七の二第三項及び第四項関係)都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならないもできるものとされたこと。また、市町村の長からこの要請があったときは、する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することが市町村の長は、議会の議決を経て、都道府県知事に対し、その権限に属

七 施行期日

治法附則第一条関係) 改正自治法は、次に掲げる日から施行するものとされたこと。(改正自

① 都道府県の申請に基づく都道府県合併の手続等の整備に闘する事項

において政令で定める日から施行するものとされたこと。

①以外の事項については、公布の日から起算して六月を超えない

範囲

改正特例法に関する事項

第二

- 地域自治区の設置手続等の特例に関する事項
- 一)市町村の合併に際しては、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、

五第一頁掲系)(市町村の合併の特例に関する法律(以下「特例法」という。)第五条の(市町村の合併の特例に関する法律(以下「特例法」という。)第五条のによる地域自治区」という。)を設けることができるものとされたこと。であった区域をその区域とする地域自治区(以下「合併関係市町村の区域合併市町村の区域の一部の区域に、一又は二以上の合併関係市町村の区域

- (二) 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地域自治区の協議により定めるものとされている事項については、合併関係市町村の 関係市町村の 合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併
- と。(特例法第五条の六第一項関係)と。(特例法第五条の六第一項関係)の協議により定めるものとされたこは自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができるものとされたこ域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると域自治区のときは、合併関係市町村の協議により定めるものとされたこと。(特例法第五条の五第二項関係)の協議により定めるものとされたこと。(特例法第五条の五第二項関係)
- と。(特例法第五条の六第二項及び第一四項関係)市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとされたこ四)区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併
- 五)合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定するものとは、当該合併に係る地域自治区の区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域に区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域にとる地域自治区の設置期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定するされたこと。(特例法第五条の七関係)

正を行うことを予定していること。
二食糧業第二六六八号(需給)、自治振第一五〇号)について、所要の改和四二年法務省民事甲第二六七一号、保発第三九号、庁保発第二二号、四和四二年法の改正を受け、「住民基本台帳事務処理要領について」(昭

(六) 特定合併に係る合併市町村が設ける地域自治区についての特例

こと。(特例法附則第二条の二関係)関係市町村の区域による地域自治区を設けることができるものとされた期間を定めて当該特定合併に係る合併市町村の区域の一部の区域に、合併期間を定めて当該特定合併に係る合併市町村の区域の一部の区域に、合併平成一一年七月一六日から平成一七年三月三一日までの間に行われた平成一一年七月一六日から平成一七年三月三一日までの間に行われた

二 合併特例区に関する事項

(一) 合併特例区

(特例法第五条の八及び第五条の九関係) (特例法第五条の八及び第五条の九関係) (特例法第五条の八及び第五条の九関係) (特例法第五条の八及び第五条の九関係) (特例法第五条の八及び第五条の九関係) (特例法第五条の八及び第五条の九関係) (特例法第五条の八及び第五条の九関係) (特例法第五条の八及び第五条の九関係)

(二) 合併特例区の設置

- こと。(特例法第五条の一○第一項関係) 規約を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされた① 合併関係市町村は、合併特例区を設けようとするときは、協議により
- と。 (特例法第五条の一〇第三項関係) 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立するものとされたこ
- 継するものとすることができるものとされたこと。(特例法第五条の一定めるものは、当該合併特例区の成立の時において当該合併特例区が承併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により、合併特例区が成立する際現に合併関係市町村が有する権利のうち、合

(三) 合併特例区の権

例法第五条の一二関係)

「特例区は、合併関係市町村において処理するものとされたこと。(特別法第五条の一二関係)

「財の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認めがの合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認めがの合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であった地域を単位町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であった地域を単位町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村において処理されていた事務であって市合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であって市

なお、法律又はこれに基づく政令で定めるものを除くほか、法令によりのであること。

四)合併特例区の規約

- ① 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければな
- 合併特例区の名称
- 合併待例区の区域
- 合併特例区の設置期間

ウ

合併特例区の処理する事務

エ

- 称及び所在地 なの施設の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公の施設の名
- カ 合併特例区の事務所の位置
- キ 合併特例区の長の任期
- の方法並びに任期
 の方法並びに任期
 の方法並びに任期
 の方法並びに任期

- コ 合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項ケ 合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法
- (特例法第五条の一四関係) ではなければならないものとされたこと。 (特例法第五条の一四関係) 項のみに係る合併特例区の規約の変更を除き、都道府県知事の認可を受とし、合併特例区にあっては、合併特例区協議会の同意を得なければなとないものとし、合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によっる 合併特例区の規約の変更は、合併市町村と合併特例区との協議によっ

(五) 合併特例区の長

- □ 市町村の長が選任するものとされたこと。(特例法第五条の一五第一項 ・ 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併
- ものとされたこと。(特例法第五条の一五第二項関係)② 合併特例区の長の任期は、二年以内において規約で定める期間とする
- れたこと。(特例法第五条の一五第三項関係)
 ③ 合併特例区の長は、合併市町村の助役と兼ねることができるものとさ
- ① 合併特例区の長は、当該合併特例区の区域を所管区域とする支所若しのとは出張所又は指定都市の区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができるものとされたこと。(特例法第五条の一五第四項関係)
- ⑥ 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理するものと
- ⑦ 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に

正[4](M) 関を制定することができるものとされたこと。(特例法第五条の一六第則を制定することができるものとされたこと。(特例法第五条の一六第遺反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規

(六) 合併特例区協議会の設置及び構成員

- 第五条の一八第一項関係) 合併特例区に、合併特例区協議会を置くものとされたこと。(特例法)
- 法第五条の一八第二項関係) で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するものとされたこと。(特例定める方法により合併市町村の長が選任するものとされたこと。(特例の合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で② 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者
- 一八第三項関係)

 ・ 一八第三項関係)

 ・ に配慮して定めなければならないものとされたこと。(特例法第五条の内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるようのでは所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう
- 期間とするものとされたこと。 (特例法第五条の一八第四項関係) 合併特例区協議会の構成員の任期は、二年以内において規約で定める
- できるものとされたこと。(特例法第五条の一八第六項関係) 合併特例区協議会の構成員には、報酬を支給しないこととすることが

(七) 合併特例区協議会の会長及び副会長

- ① 合併特例区協議会に会長及び副会長を置くものとし、その選任及び解① 合併特例区協議会に会長及び副会長を置くものとし、その選任及び解
- 項関係)特例区協議会を代表するものとされたこと。(特例法第五条の一九第四特例区協議会を代表するものとされたこと。(特例法第五条の一九第四分)合併特例区協議会の事務を掌理し、合併

(八) 合併特例区協議会の権限

する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であって当該合併① 合併特例区協議会は、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関

場合においては、あらかじめ、 ることができるものとされたこと。 合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について 特例区の区域に係るものに関し、 ならないものとされたこと。 であって合併特例区の区域に係るものを決定し、 合併市町村の長は 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べ 規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項 合併特例区協議会の意見を聴かなけ (特例法第五条の二○第1 合併市町村の長その他の機関若しくは (特例法第五条の二○第一 又は変更しようとする 二項関係 れば

ないものとされたこと。(特例法第五条の二○第三項関係)を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければなら合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、①又は②の意見

(九) 合併特例区の職員

こと。(特例法第五条の二二関係)当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずるものとされた当該合併市町村の長の間意を得て、合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、

(一〇) 合併特例区の休日

例法第五条の二三関係) 合併特例区の休日は、合併特例区規則で定めるものとされたこと。

(特

(一一) 合併特例区の予算

- ① 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならないものと
- 五条の二四第二項及び第三項関係)② 合併特例区の長は、予算の作成後に生じたときは、補正予算を作成することができるものとされたこと。(特例法第 ことができるものとし、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間 ることができるものとし、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間 はいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じた事由に基づいて、既定の予算に追加を表す。
- を得なければならないものとし、合併特例区協議会の同意を得たときは、③ 合併特例区の長は、予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意

ればならないものとされたこと。(特例法第五条の二四第五項及び第六直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなけ

(一二) 長期借入金等の禁止

れたこと。(特例法第五条の二五関係) 合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができないものとさ

(一三) 合併特例区の会計事務

の二六関係)
の二六関係)
の二六関係)
の二六関係)の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金のし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金のし、合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行うものとすること。ただ

一四) 合併特例区の決算

ばならないものとされたこと。(特例法第五条の二七関係)査に付し、監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなけれに、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審合併特例区の長は、毎会計年度、決算を調製し、出納の閉鎖後三月以内

一五)合併特例区に対する財源措置

講ずるものとされたこと。(特例法第五条の二八関係) 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を

(一六) 合併特例区の公の施設

において制限されている公の施設を合併特例区は設置することはできななお、例えば学校、公立図書館、市町村道、下水道等設置主体が個別法ものとされたこと。(特例法第五条の三○項関係)公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならない公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならない。

一七)合併特例区の財産の処分等の制限

いことに留意すること。

合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなけ

ればならないものとされたこと。(特例法第五条の三一関係

を譲渡し、若しくは貸し付ける場合的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれの。合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目

② 財産を信託する場合

② ①及び②に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で

(一八) 報告等

きるものとされたこと。 (特例法第五条三二第一項関係)せ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することがでの) 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさ

ができるものとされたこと。(特例法第五条の三二第二項関係)。 では、当該合併特例区に対し、当該事務の処理についていると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理についての。合併市町村の長は、合併特例区の事務の処理が法令の規定に違反しての。合併市町村の長は、合併特例区の事務の処理が法令の規定に違反して

(一九) 合併特例区の監査

係) 合併特例区の事務を監査するものとされたこと。(特例法第五条の三三関合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて

(二〇) 合併特例区の解散

る一切の権利義務を承継するものとされたこと。(第五条の三四第一項で、当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属すの合併特例区は、設置期間の満了により解散すること。この場合におい

町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があった場合に解散するも② 合併特例区は、①の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併市

のとすること。この場合における合併特例区の権利義務の承継について 政令で定めるものとされたこと。 (特例法第五条の三四第二項関係

合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則

(特例法第五条の三五及び第五条の三六関係) 長の承認を要する合併特例区規則について定めるものとされたこと。 合併特例区協議会の同意又は合併特例区協議会の同意及び合併市町村

住居表示に関する特例

七関係 による地域自治区の名称を冠するものとされたこと。 に関する法律に規定する住居を表示するには、当該合併関係市町村の区域 6 期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設 示するには、 'れた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示 合併特例区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表 当該合併特例区の名称を冠するものとし、合併特例区の設置 (特例法第五条の三

正を行うことを予定していること。 和四二年法務省民事甲第二六七一号、保発第三九号、 一食糧業第二六六八号(需給)、自治振第一五○号)について、所要の改 今回の改正を受け、 「住民基本台帳事務処理要領について」 庁保発第二二号、 兀

(二三) 合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例

きるものとされたこと。 合併特例区を設けている区域については、地域自治区を設けないことがで 合併特例区を設けている市町村において地域自治区を設ける場合には、 (特例法第五条の三八関係

(三四) 例 区の合併特例区協議会の意見を聴かなければならないとされたこと。 該地域審議会、 に地域審議会が置かれている場合、 る場合又は合併特例区が設けられている場合においては、 市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村 当該合併に係る地域自治区の地域協議会又は当該合併特例 合併に係る地域自治区が設けられてい あらかじめ、 当

法第五条関係

<u>三</u>五 特定合併に係る合併市町村が設ける合併特例区についての特例

区を設けることができるものとされたこと。(特例法附則第二条の三関係) 二以上の合併関係市町村の区域であった区域をその区域として合併特例 る合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、当該特定合併に係る一又は 特定合併に係る合併市町村は、 定款で、 期間を定めて当該特定合併に係

一部事務組合等の特例に関する事項

Ξ

(一) 第九条の二関係

ることができることとされたこと。 又は広域連合を組織している場合に、改正前の第九条の二の特例を適用す 合併関係市町村と合併関係市町村以外の地方公共団体と一部事務組合 (特例法第九条の二関係

第九条の三関係

1 合は、合併市町村の区域における事務について、従前の例により行うも 該合併市町村及び当該合併関係市町村以外の地方公共団体が組織する 経過する日) までの間に限り、当該一部事務組合又は当該広域連合を当 合又は当該広域連合の規約が変更される日(変更されない場合は六月を 織している場合においては、当該市町村の合併の日から当該一部事務組 係市町村以外の地方公共団体と同一の一部事務組合又は広域連合を組 のとされたこと。 部事務組合又は広域連合とみなし、当該一部事務組合又は当該広域連 市町村の合併の日の前日において、すべての合併関係市町 (特例法第九条の三第一項関係) 対が合併関

- とされたこと。 合又は広域連合の規約の規定の適用について、必要な措置を講ずるもの ①の場合における議員の定数及び経費の分賦金に関する一部 (特例法第九条の三第二項及び第三項関係 事務組
- 3 ①及び②の規定は、次に掲げる場合には、 (特例法第九条の三第四項関係 適用しないこととされたこ
- 部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町村及び当該他の地方公 、団体が組織する 第九条の二第一項の規定により市町村の合併の日において当該一 一部事務組合又は広域連合とする場合

ア

兀

経過措置に関する事項

留意されたい。の規定に基づき、当該地方公共団体の議会の議決が必要であることにの規定に基づき、当該地方公共団体の議会の議決が必要であることに

- に係るものが行われた場合 部事務組合又は当該広域連合の規約の変更であって合併関係市町村 又は当該広域連合を組織する地方公共団体の数の減少に係る当該 ウ 市町村の合併の日前に地方自治法の規定により当該一部事務組合
- 五頁期系)① 3イの異議の申出があった場合には、一部事務組合又は当該広域連合を組連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合又は当該広域連合を組連合の長は、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は広域
- たこと。(第九条の三第六項関係)の規約の規定の適用関係その他必要な事項は、政令で定めることとされの ②に定めるもののほか、①の場合における一部事務組合又は広域連合

(三) 第九条の四関係

長は、直ちに、その旨を他の地方公共団体に通知しなければならないもの域連合の長に通知し、通知を受けた一部事務組合の管理者又は広域連合の長に通知し、通知を受けた一部事務組合の管理者又は当該広を行ったときは、直ちに、その旨を当該一部事務組合の管理者又は当該広合併関係市町村は、合併関係市町村以外の地方公共団体と一部事務組合

とされたこと。(特例法第九条の四関係

合等の規約変更等の手続きについて、遺漏ないように十分に配慮されたい。(四) 上記特例の適切な活用等により、 市町村合併の進捗に伴う、 一部事務組

しないものとされたこと。(改正特例法附則第二条第二項及び第三項関係)に当該申請に係る市町村の合併が行われないときは、同日後は、効力を有特例法は、同日後もなおその効力を有するが、平成一八年三月三一日までに申請がなされた市町村の合併については、平成一七年三月三一日までに申請がなされた市町村の合併については、

五 施行期日等

施行期日

例法附則第一条関係) 改正特例法は、次に掲げる日から施行することとされたこと。(改正特

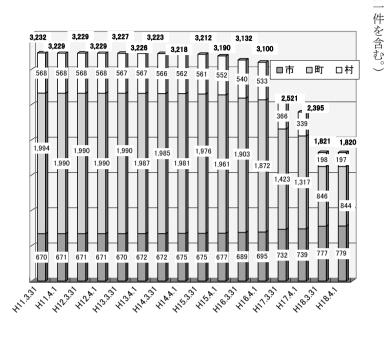
- の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日① 合併特例区及び地域自治区の設置手続等の特例に関する事項 公布
- 六年五月二六日)
 ② 一部事務組合等の特例に関する事項 改正特例法の公布の日(平成
- 五月二六日)
 ③ 特例法の経過措置に関する事項 改正特例法の公布の日(平成一六年)
- (二) 改正特例法の経過措置に関する事項

例法附則第二条関係)
町村の合併については、なお従前の例によるものとされたこと。(改正特町村の合併については、なお従前の例によるものとされたこと。(改正特二五日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日前に行われた市立正特例法による改正後の特例法第九条の三の規定は、平成一六年七月

期限を来年三月末から一年延長して適用することを決定した。年三月末までに合併を申請し、一八年三月末までに合併する市町村には、村合併支援本部において「市町村合併支援プラン」について、平成一七合併特例法の経過措置の創設に対応し、平成一六年八月、政府の市町

予算編成段階以降に持ち越された。 日までに、 なお、 ここまで国 合併推進 取り 合併特例法期限内の合併の実績 体制整備費補助金に つ いての最終的な取扱い

平成11年3月31日以降の市町村数の変遷



二の新市町村が誕生 -成一一年三月末時点の三、二三二市町村のうち、平成一八年三月三一 七%にあたる一、 組みや関係機関の動向を追ってきたが、結果的には 市町村数は一、八二一までに減少した。(新法下で 九九三団体が合併を成就させ、 五八 町 は

法下における合併の経緯を振り返るとともに、 推進について関係者の理解を求めた。 成 七 年四 月一 貝 麻生総務大臣は次の談話を発表し、 合併新法下における合併 旧合併特例 は次年度

が確実になるなど、大きな成果が挙がったと思っております 村もあわせると、 昨 平成一一 五二一となり、 年三月三一日に三、二三二あった市町村は、 市 町村の合併の特例に関する法律」 速報値では、 また、 同日までに都道府県に対する合併申請をすませた市 平 成 一八年三月三一日に一、八二二となること の期限が参りました。 平成一七年三月三一日に

村を形作ろうというものです。 基盤を強化しようとするものであり、 いった時代の要請に応えるため、 今次の市町村合併は、 地方分権・地域主権の実現や少子高齢化社会への 住民に身近な基礎自治体である市町村の行財政 これからの日本の将来を担うに足りる市町 対応と

らの職を賭し合併を推進されたのであるということを忘れてはならないと思いま 努力は、本当に尊いものだと思います。 地域の将来の発展を願う中で、 て、 とりわけ、 合併を達成されたところであり、 都道府県の積極的な協力と支援に心から敬意を表するものであります。 合併を決めた市町村は、 合併を決断された市町村長や市町村議会議員は、 お互いに譲り合い、また、 様々な障害や難問にぶつかりながらも、 地域の将来のために捧げられたその労苦と 地域住民の方々、関係市町村の真摯な努 新たな知恵を絞り 大局観に立ち、 自らの 出 自

なまちづくりに積極的に取り組んでいただきたいと思います。 れた市町村にあっては、 このように着実な進展を見せている市町村合併ですが、 地域の皆さんと協力し、地域経営の視点をもって、新た 今後、 合併

をはじめ 法の下で、合併を進めていただくことになりますが、関係市町村やその地域の方々 、都道府県など関係者の皆様方のご理解とご協力を、お願いいたします 引き続き合併が求められている地域もあります。 四月以降は、

四四 節 平成一七年度以降の新たな合併推進の動

併の特例等に関する法律 既に述べたとおり、 更なる市町村の自主的な合併を推進するため、 国は、 (以下、 合併特例法が失効する平成一七年四月以降 「合併新法」 一という。)を制定した。 市町村の 合

的な市町村の合併の推進に関する構想を定めて推進する事とされた。 村の合併を推進する必要があると認められる市町村を対象として、 基本的な指針」を定め、 重点を置きつつ、 を講じて合併を推進して来た立場から、 特徴としては、これまで旧合併特例法下における多大な財政支援措置 総務大臣が 都道府県は、 「自主的な市町村の合併を推進するための 基本指針に基づき、自主的な市町 今後は合併に伴う障害の除去に

一市 町村の合併の特例等に関する法律等の施行について

各都道府県知事あて総務事務次官通知 平成一七年四月一日 総行市第二八〇号

四月一日から施行することとされました。 則」という。) は平成一七年三月二八日にそれぞれ公布され、これらは平成一七年 の合併の特例等に関する法律施行規則 成 いう。)は平成一六年五月二六日に、市町村の合併の特例等に関する法律施行令(平 |年政令第五五号。以下「令」という。) は平成一七年三月一八日に、市町村 村の合併の特例等に関する法律 (平成一七年総務省令第四三号。 (平成一六年法律第五九号。 以下 以下 法 「規 ع

をされるとともに、 (職におかれては、 貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。 下記事項に留意の上、 その円滑な施行に向け、 配

記

第

総則に関する事項

きるようにすることが目的とされたこと。 が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことがで に合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り ることにより、 措置として、 会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、 地方分権 の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済 市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ず 自主的な市町村の合併の推進による市町村の規模の適正化並び (法第一条関係 もって合併市町 当分の 間

定義に関する事項

- (一) 法において「市町村の合併」とは、 たこと。 他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいうとされ くは一部をもって市町村を置き、 (法第二条第一項関係) 又は市町村の区域の全部若しくは 二つ以上の市町村の区域の全部若 一部を
- (二) 法において「合併市町村」とは、 の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいうとされたこ (法第二条第二 一項関係 市町村の合併により設置され、 又は他
- 部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいうとされたこと。 (法第二条第三項関係 法において「合併関係市町村」 とは、 市 町村の合併によりその区域の全

合併協議会の設置に関する事

- (一) 市町村の合併をしようとする市町村は、 併協議会」という。)を置くものとされたこと。 という。)の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会(以下「合 及び均衡ある発展を図るための基本的な計画 合併市町村の円滑な運営の確保 (以下「合併市町村基本計画 (法第三条関係
- (二) 法施行の際現に市町村の合併の特例に関する法律 号。 法第三条の規定により設置された合併協議会とみなされるとされたこと (法附則第四条関係 以下「旧法」という。) 第三条の規定により設置された合併協議会は (昭和四〇年法律第六

四 合併協議会設置の請求に関する事項

条第一頁関系) 合併協議会を置くよう請求することができるものとされたこと。(法第四の相手方となる市町村(以下「合併対象市町村」という。)の名称を示し、の相手方となる市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併へ)選挙権を有する者は、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、

規則第一条関係)
規則第一条関係)
規則第一条関係)
規則第一条関係)
規則第一条関係)
規則第一条関係)
規則第一項の規定に進じたものであること。(令第一条~第一五条関係及び地方自治法施行規則(昭和二二年内務省令二九号)の条例制定又は改廃の地方自治法施行規則(昭和二三年法律施行規則(昭和二三年法律施行規則(平成以下「旧令」という。)や市町村の合併の特例に関する法律施行規則(平成以下「旧令」という。)や市町村の合併の特例に関する法律施行規則(平成以下「旧令」という。)や市町村の合併の特例に関する法律施行令(昭和四〇年政令第五二号。地方自治法施行規則(昭和四〇年政令第五二号。は、市町村の合併の特例に関する法律施行令(昭和四〇年政令第一系列制定による請求に係る署名の収集等の手続きに関して法第四条第一項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに関して法第四条関係)

- (二) (一) の請求があったときは、当該請求があった市町村(以下「合併請について議会に付議するか否かの意見を求めなければならないもの求市町村」という。) の長は、直ちに、当該請求に基づく合併協議会設置
- 関系) (三) 合併対象市町村の長は、合併請求市町村の長に対し、合併協議会設置協議について議会った場合には、それぞれ議会を招集し、合併協議会設置協議について議会での回答が合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであ議について議会に付議するか否かを回答しなければならないものとし、す
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することがこれを可決した場合には、合併請求市町村の長は、選挙管理委員会に対し、求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会が四)(三) による議会の審議により、合併協議会設置協議について、合併請

できるものとされたこと。(法第四条第六項~第一○項関係

れたこと。(法第四条第一一項~第一三項関係)協議について選挙人の投票に付するよう請求することができるものとさの代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置(五)選挙権を有する者は、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、そ

れたこと。(令第一四条関係及び規則第二条関係)ては、法第四条第一項の規定による請求手続きの規定を準用することとさ法第四条第一一項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに関し

いものとされたこと。(法第四条第一四項~第一六項関係)員会は、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付さなければならな」(四)又は(五)の請求があったときは、合併請求市町村の選挙管理委

年法律第一○○号)、公職選挙法施行令(昭和二五年政令第八九号)及びについての賛否の投票手続き等の手続きに準じて、公職選挙法(昭和二五会の解散投票手続き及び一の普通地方公共団体にのみ適用される特別法実施の手続きについては、旧令及び旧規則と同様に、おおむね地方自治法、実施の手続きについては、旧令及び旧規則と同様に、おおむね地方自治法、実施の条第十五項の規定による合併協議会設置協議についての投票の法第四条第十五項の規定による合併協議会設置協議についての投票の

村の議会が可決したものとみなすものとされたこと。(法第四条第一七項尚半数の賛成があったときは、合併協議会設置協議について合併請求市町七)(六)の投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の

であること。(令第十六条~第二四条関係及び規則第三条~第一〇条関係)公職選挙法施行規則(昭和二五年総理府令第一三号)の準用等によるもの

条第一八項及び第一九項関係) 電協議により規約を定め、合併協議会を置くものとされたこと。(法第四場合には、合併請求市町村及びすべての合併対象市町村は、合併協議会設議について可決した((七)により可決したものとみなされた場合を含む。)

- → 合併協議会設置の同一請求に関する事項 請求は、法第四条の請求とみなされるものとされたこと。(法附則第五条)(九)法施行の際現にその手続きが開始されている旧法第四条の規定に基づく
- とされたこと。(法第五条第一項~第五項関係)関係市町村の長に対し、合併協議会を置くよう請求することができるものの総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求の総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求の総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求の総数の五十分の一以上の者の連署を置くよう請求関係市町村の選挙権を有するう。)の選挙権を有する者は、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する一)合併協議会を構成すべき関係市町村(以下「同一請求関係市町村」とい

たこと。(令第二八条関係及び規則第一一条関係)は、法第四条第一項の規定による請求手続きの規定を準用することとされは、法第五条第一項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに関して

- しなければならないものとされたこと。(法第五条第六項~第八項関係)請求に基づく合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議(二)請求を受けた同一請求関係市町村の長は、それぞれ議会を招集し、同一
- (三) 議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる村」という。)の長は、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協材」という。)の長は、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議に(三)議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議に
- ものとされたこと。(法第五条第一五項~第二〇項関係)総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議否決市町村において、選挙権を有する者は、その四とされたこと。(法第五条第一五項~第二〇項関係)

とされたこと。(令第二九条関係及び規則第一二条関係)しては、法第四条第一一項の規定による請求手続きの規定を準用すること法第五条第一五項の規定による請求に係る署名の収集等の手続きに関

第二一項から第二五項まで関係)
・ いて選挙人の投票に付さなければならないものとされたこと。(法第五条、外市町村の選挙管理委員会は、同一請求に基づく合併協議会設置協議につい、(三)又は(四)の請求があった場合において、合併協議会設置協議否

一次の規定を準用することとされたこと。(令第三二条関係及び規則第一三条関の規定を準用することとされたこと。(令第三二条関係及び規則第一三条関での投票に係る手続きに関しては、法第四条第一四項の規定による同一請求に基づく合併協議会設置につい法第五条第二一項の規定による同一請求に基づく合併協議会設置についる。

- ものとみなすものとされたこと。(法第五条第二六項関係) 議会設置協議について合併協議会設置協議否決市町村の議会が可決した 有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、同一請求に基づく合併協 、一、の投票において、同一請求に基づく合併協議会設置協議について
- 条及び第二八項関係)
 より規約を定め、合併協議会を置くものとされたこと。(法第五条第二七む。)場合には、すべての同一請求関係市町村は、合併協議会設置協議にむ。)場合には、すべての同一請求関係市町村の議会が同一請求に基づく合併協議会設置といっての同一請求関係市町村の議会が同一請求に基づく合併協議会設置
- 合併市町村建設計画の作成及び変更に関する事項
- のとされたこと。(法第六条第一項関係)(一)合併市町村基本計画は、おおむね次に掲げる事項について、作成するも
- の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項②合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村針

③公共的施設の統合整備に関する事項

④合併市町村の財政計画

合併協議会は、 あらかじめ、 (法第六条第三項関係 合併市町村基本計画を作成し、 都道府県知事に協議しなければならないものとされた 又は変更しようとすると

地方自治法の特例等に関する事

市となるべき要件の特例に関する事項

- べき普通地方公共団体の要件は、 (法第七条第一項関係 次に掲げる処分については、地方自治法の規定にかかわらず、 人口三万以上を有することとされたこと。 市となる
- ①地方自治法の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係
- ②地方自治法の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併に より他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るも
- っても、市となるべき要件を備えているものとみなすものとされたこと ては、当該処分により設置されるべき当該普通地方公共団体が地方自治法 む区域をもって市を設置する処分のうち市町村の合併に係るものについ に規定されている市となるべき要件のいずれかを備えていない場合であ (法第七条第二項関係 地方自治法第七条第一項又は第三項の規定に基づき市の区域の全部を含

議会の議員の定数に関する特例に関する事項

- (一) 新たに設置された合併市町村にあっては、合併関係市町村の協議により、 る数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができるもの に相当する期間に限り、 町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期 (法第八条第 地方自治法に規定する議員の定数の二倍に相当す 一項関係
- 入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、 編入した合併市町村にあっては、 合併関係市町村の協議により、

れたこと。 に加えた数をもってその議会の議員の定数とすることができるものとさ 議員の定数 編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる 合併関係市町村の当該編入される区域の人口を当該編入をする合併関係 町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の (法第八条第7 (以 下 「旧定数」という。)に乗じて得た数の合計数を旧定数 二項関係

市

議会の議員の在任に関する特例に関する事項

- (一) 市町村の合併に際し、 在任することができるものとされたこと。 により、 議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、 次に掲げる期間に限り、 合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町 引き続き合併市町村の議会の議員として (法第九条関係) 合併関係市町村の協 村
- ①新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後二年を超えな い範囲で協議で定める期間
- ②編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会 の議員の残任期間に相当する期間
- (二) 平成一六年四月二七日の衆議院総務委員会における附帯決議において 年五月一八日の参議院総務委員会においても同様の附帯決議がなされた こと。(法第八条・第九条関係) コストの問題や住民の意見を十分考慮するよう周知すること」とされ、 「議員の定数及び在任に関する特例を検討する地方自治体に対して、行政 同

兀 議会の議員の退職年金に関する特例に関する事項

町 うち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市 務員等共済組合法の退職年金については、在職期間が十二年以上である者で 了すべき日までの期間とを合算した期間が十二年以上であるものは、 十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満 対の議会の議員の任期が満了すべき日前に退職し、かつ、その在職期間が 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村の議会の議員であった (同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。) の 地方公

あるものとみなすものとされたこと。(法第一○条関係)

五 農業委員会の任期等に関する特例に関する事項

選挙による委員として在任することができるものとされたこと。(法第一一選挙による委員として在任することができるものとされたこと。(法第一一選挙による委員として在任することができるものとされたこと。(法第一合併市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては八十を超関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては八十を超関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該

範囲で協議で定める期間①新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後一年を超えない

会の委員の残任期間②編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業員

六 職員の身分取扱いに関する事項

理しなければならないものとされたこと。(法第一二条関係)任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処を保有するように措置しなければならないものとし、合併市町村は、職員のを保有するように措置しなければならないものとし、合併市町村は、職員の合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る

七 一部事務組合等に関する特例に関する事項

る一部事務組合又は広域連合とすることができるものとされたこと。(第公共団体」という。)が一部事務組合又は広域連合を組織している場合に広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合又は当該広域連合は、すべての合併関係市町村及び当該他の地方公共団体の協議により、当該一部事務組合若しくは当該広域連合の規約を変更して、市町村の合併の日において当該一部事務組合ては当該広域連合を組織している場合に入り、合併関係市町村と合併関係市町村以外の地方公共団体(以下「他の地方の一部事務組合又は広域連合とすることができるものとされたこと。(第2013年)

三条関係

又は広域連合とみなし、 村及び当該合併関係市町村以外の地方公共団体が組織する一部事務組合 当該広域連合の規約が変更される日(変更されない場合は六月を経過する 村の区域における事務について、 日 ている場合においては、 市 町村以外の地方公共団体と同一の までの間に限り、 町村の合併の日の前日において、 一四条関係 当該一部事務組合又は当該広域連合を当該合併市町 当該一部事務組合又は当該広域連合は、 当該市町村の合併の日から当該 従前の例により行うものとされたこと。 すべての合併関係市町村が合併 一部事務組合又は広域連合を組織 一部事務組合又は 合併市町

八 地方税に関する特例に関する事項

 (一)合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい に関し、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこ は、おいては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこ め、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認 め、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認 れに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこ れに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこれに続く五年度に限り、その衡平を欠く程度を限度とい著しくと認識を表することができるものとされたこと。(法第一六条 と又は不均一の課税をすることができるものとされたこと。(法第一六条 は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい

(二) 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において(二) 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の記算して五年をの規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日において合併市町満である場合であって、当該市町村の合併が行われた日において合併市町産過する日までの間は行わないものとされたこと。(法第一六条第二項関係の規定による指定は、当該市町村の合併が行われた日の前日において(二) 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において(二) 合併関係市町村のいずれもが市町村の合併が行われた日の前日において

政令に特別の定めがあるので留意すること。(令第三七条)合併市町村において事業所税の特例が適用されない場合の人口について、

(三) 合併関係市町村のいずれかが市町村の合併が行われた日の前日において

九 地方交付税の額の算定の特例に関する事項

(一) 国が地方交付税法に定めるところにより毎年度交付対る地方交付税の額にところにより、基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとされたところにより、基準財政需要額の測定単位の数値を補正するものとされたところにより毎年度交付する地方交付税の額

併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度について、 村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く七年度について、当該 行われた日の属する年度及びこれに続く九年度について、当該市町村の合 七年度又は平成一八年度に行われた場合にあっては当該市町村の合併が じた額を下らないように算定した額とされたこと。 もって存続した場合に算定される額の合計額を下らないように算定した 町 合併市町村に交付すべき地方交付税の額は、 |村が当該年度の四月一日においてなお当該市町村の合併の前の区域を が平成 1の合併が平成二一年度に行われた場合にあっては当該市町村 その後五年度については、 一九年度又は平成二〇年度に行われた場合にあっては当該 当該合算額に総務省令で定める率を乗 当該市町村の合併が平成 (法第一七条第二項関 合併関係市 何の合 市 町

○ 地方債についての配慮に関する事項

合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が合併市町村基本計画を

条関係

れたこと。(法第一八条関係)町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとさ町村を包括する都道府県の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとさては、法令の範囲内において、資金事情及び当該合併市町村又は当該合併市達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債につい

災害復旧事業費の国庫負担等の特例に関する事項

に措置しなければならないものとされたこと。(法第一九条・令第三八条関合併が行われなかったものとして当該合併市町村が不利益とならないよう合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、当該市町村の五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く

一二 流域下水道に関する特例に関する事項

市町村の合併により、当該市町村の合併前に下水道法の規定による認可をされたこと。(法第二〇条関係)

一三 都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例に関する事項

郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができるものとされたこと。お従前の選挙区によることとし、又は合併市町村の区域が従前属していたがされる当該都道府県の議会の議員の任期が終わる日までの間に限り、な挙される当該都道府県の議会の議員の任期が行われた日から次の一般選挙により選の議会の議員の選挙区に関して必要があるときは、都道府県は、条例の定

人口の告示について政令に所要の規定がなされたこと。(令第三九条関係)設けることとされた後に、国勢調査等の人口調査が行われた場合におけるは合併市町村の区域が従前属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を(二) 都道府県の議会の議員の選挙区が従前の選挙区によることとされた後又

四 地域審議会に関する事項

こと。(法第二二条関係)
き合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができるものとされた
き合併市町村の長に意見を述べる審議会を置くことができるものとされた
務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につ
務に関し合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町

五 地域自治区の設置手続等の特例等に関する事項

- 第二三条第一項関係) お二三条第一項関係) を設けることができるものとされたこと。(法による地域自治区」という。)を設けることができるものとされたこと。(法による地域自治区」という。)を設けることができるものとされたこと。(法による地域自治区」という。)を設けることができるものとされたこと。(法による地域自治区、人所関係市町村の協議で定める期間に限り、
- の協議により定めるものとされたこと。(法第二三条第二項関係)に関して条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地域自治区(二)市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併
- (三) 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができるものとされたこ域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると、(以下「合併に係る地域自治区」という。)において、当該合併に係る地域自治区と。(法第二四条第一項関係)
- 市町村の長が選任するものとし、その職は、特別職とするものとされたこ(四)区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併

(法第二四条第二項及び第一四項関係

(五)合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定するものとは、合併に係る地域自治区の区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域に区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の設置期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律に規定するされたこと。(法第二五条関係)

改正を行ったところであるので留意すること。
(需給)、自治振第一五○号)について、平成一六年一○月一九日付け総第二六七一号、保発第三九号、庁保発第二二号、四二食糧業第二六六八号なお、「住民基本台帳事務処理要領について」(昭和四二年法務省民事甲なお、「住民基本台帳事務処理要領について」(昭和四二年法務省民事甲

第三 合併特例区に関する事項

合併特例区

った区域をその区域として、 の区域の全部又は一部の区域に、 と認めるときは、合併関係市町村の協議により、 処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の 七条関係 特例区は、 - 便性の向上等が図られ、もって合併市町村の一体性の円滑な確立に資する った地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、 特別地方公共団体とするものとされたこと。 合併特例区を設けることができるものとし、 一又は二以上の合併関係市町村の区域であ 期間を定めて、 合併関係市町村の区域で (法第二六条・二 合併市町村

合併特例区の設置

(法第二八条関係) 約を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないものとされたこと。一)合併関係市町村は、合併特例区を設けようとするときは、協議により規

(二) 合併特例区は、 一八条第四項関係 、市町村の合併が行われた日に成立するものとされたこと。

特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定め ものとすることができるものとされたこと。 合併特例区が成立する際現に合併関係市町村が有する権利のうち、 当該合併特例区の成立の時において当該合併特例区が承継する (法第二九条関係

合併特例区の権能

いる事務は処理することはできないものであること。 のうち、規約で定める事務を処理するものとされたこと。(法第三〇条関係) 後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務 村の区域であった地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併 て処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町 7村に処理義務が課されている事務や市町村にのみ処理権能が認められて 1の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であった地域を単位とし 合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であって市町 法律又はこれに基づく政令で定めるものを除くほか、法令により市 法

要とする事務や行政委員会の所掌事務を処理することはできないものであ 律又はこれに基づく政令で定めるものを除き、議会の議決や条例の制定を必 また、合併特例区には議会や各種行政委員会が設置されないことから、

合併特例区の規約

(一) 合併特例区の規約には、 ないものとされたこと。 (法第三一条第一項関係 次に掲げる事項につき規定を設けなければなら

①合併特例区の名称

②合併特例区の区域

③合併特例区の設置期間

④合併特例区の処理する事務

⑤公の施設の設置及び管理を行う場合にあっては、当該公の施設の名称及

び所在:

⑥合併特例区の事務所の位置

⑦合併特例区の長の任期

⑧合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方

⑨合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法

⑩合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

(二) ③の設置期間は、 は、五年を超えることができないものとされたこと。(法第三一条第二項 められる期間を勘案して定めるものとされたこと。ただし、 当該合併特例区が④の事務を処理することが適当と認 当該設置期間

関係)

(三) 合併特例区の規約の変更は、 のとし、(一)の①、⑥又は⑨に掲げる事項その他④及び⑩に掲げる事項 定め、合併市町村にあっては、 規約の変更を除き、都道府県知事の認可を受けなければならないものとさ れたこと。 のうち軽微なものとして総務大臣が定める事項のみに係る合併特例区の 合併特例区にあっては、合併特例区協議会の同意を得なければならないも (法第三二条・令第四○条関係 議会の議決を経なければならないものとし 合併市町村と合併特例区との協議によって

Ŧi. 合併特例区の長

- (一) 合併特例区の長は、 町村の長が選任するものとされたこと。(法第三三条第一項関係) 市長村長の被選挙権を有する者のうちから、 合併市
- (二) 合併特例区の長の任期は、二年以内において規約で定める期間とするも のとされたこと。(法第三三条第二項関係

(三) 合併特例区の長は、

合併市町村の助役と兼ねることができるものとされ

回 とができるものとされたこと。 は出張所又は指定都市の区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねるこ たこと。 合併特例区の長は、 (法第三三条第三項関係 当該合併特例区の区域を所管区域とする支所若しく (法第三三条第四項関係

- 第七頁掲系) (五)合併特例区の長の職は、特別職とするものとされたこと。(法第三三条
- れたこと。(法第三四条第一項関係)六)合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理するものとさ
- 制定することができるものとされたこと。(法第三四条第五項関係)反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を七)合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違
- 六 合併特例区協議会の設置及び構成員
- 条第一項関係)
- 第二項関係)
 第二項関係)
 る方法により合併市町村の長が選任するものとされたこと。(法第三六条合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定め合併市町村の議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で
- 関系) に配慮して定めなければならないものとされたこと。(法第三六条第三項域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう(三)(二) の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区
- 間とするものとされたこと。(法第三六条第四項関係)(四)合併特例区協議会の構成員の任期は、二年以内において規約で定める期
- きるものとされたこと。(法第三六条第六項関係)(五)合併特例区協議会の構成員には、報酬を支給しないこととすることがで
- 七 合併特例区協議会の会長及び副会長
- よるものとされたこと。(法第三七条第一項~第三項関係)の方法は、規約で定め、その任期は、合併特例区協議会の構成員の任期に(一)合併特例区協議会に会長及び副会長を置くものとし、その選任及び解任
- 例区協議会を代表するものとされたこと。(法第三七条第四項関係)(二)合併特例区協議会の会長は、合併特例区協議会の事務を掌理し、合併特

八 合併特例区協議会の権限

- きるものとされたこと。(法第三八条第一項関係) ・合併特例区協議会は、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることがで がでの長により諮問された事項又は必要と認める事項について審議し、合 がであって当該合併特例 とのと、合併市町村が処理する事務であって当該合併特例 とのとされたこと。(法第三八条第一項関係)
- いものとされたこと。(法第三八条第二項関係)においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならなあって合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合(二)合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項で
- ならないものとされたこと。(法第三八条第三項関係)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければ(三) 合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長は、(一) 又は(二)
- 九 合併特例区の職員

一〇 合併特例区の休日

四一条関係)
四一条関係)

- 一 合併特例区の予算
- れたこと。(法第四二条第一項関係)(一)合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならないものとさ
- 暫定予算を作成することができるものとされたこと。(法第四二条第二項とができるものとし、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係るに追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を作成するこ(二) 合併特例区の長は、予算の作成後に生じた事由に基づいて、既定の予算

及び第三項関係)

ならないものとされたこと。(法第四二条第五項及び第六項関係)ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなければ得なければならないものとし、合併特例区協議会の同意を得たときは、直(三)合併特例区の長は、予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を

一二 長期借入金等の禁止

にこと。(法第四三条関係)合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができないものとされ

一三 合併特例区の会計事務

条・令第四二条関係)
金融機関等について政令に所要の規定があるので留意すること。(法第四四納事務を取り扱わせることができるものとされ、その場合における出納取扱い、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行うものとされたこと。ただ

四 合併特例区の決算

いものとされたこと。(法第四五条・令第四三条関係)し、監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならなし、監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならな証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付

五 合併特例区に対する財源措置

ずるものとされたこと。(法第四六条関係)合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講

六 合併特例区の公の施設

とされたこと。(法第四八条関係)の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならないものの施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならないものとし、公

おいて制限されている公の施設を合併特例区は設置することはできないこなお、例えば学校、公立図書館、市町村道、下水道等設置主体が個別法に

とに留意すること。

七 合併特例区の財産の処分等の制限

ばならないものとされたこと。(法第四九条・令第四五条関係)合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなけれ

譲渡し、若しくは貸し付ける場合とし、若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれをとし、若しくは支払い手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを

(二) 財産を信託する場合

政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分(三) (一) 及び (二) に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について

八
 報告等

をする場合

ものとされたこと。(法第五○条第一項関係)書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる(一)合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、

(二)合併市町村の長は、合併特例区の事務の処理が法令の規定に違反していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反のと認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害している。

一九 合併特例区の監査

.特例区の事務を監査するものとされたこと。(法第五一条関係)合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合

二〇 合併特例区の解散

の権利義務を承継するものとされたこと。(第五二条第一項関係)当該合併特例区を設けている合併市町村は、当該合併特例区に属する一切(一)合併特例区は、設置期間の満了により解散すること。この場合において、

合併特例区は、

(一) の場合のほか、当該合併特例区を設けている合併

区 場合に限る。) に解散するものとされたこと。この場合における合併特例 .の権利義務の承継については、 町村に係る市町村の廃置分合又は境界変更があった場合 (法第五二条第二項並びに令第四七条・令第四八条関係 政令に所要の規定があるので留意するこ (政令で定める

合併特例区協議会の同意を要する合併特例区規則等

五三条・第五四条関係 (の承認を要する合併特例区規則について定めるものとされたこと。 合併特例区協議会の同意又は合併特例区協議会の同意及び合併市 (法第 村の

\equiv 住居表示に関する特例

法律に規定する住居を表示するには、当該合併関係市町村の区域による地域 するには、当該合併特例区の名称を冠するものとし、 合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する 1治区の名称を冠するものとされたこと。(法第五五条関係) 満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた 合併特例区の区域における住居表示に関する法律に規定する住居を表示 合併特例区の設置期間

四三四号各都道府県知事宛総務省自治行政局長通知により、所要の改正を行 ったところであるので留意すること。 一六七一号、保発第三九号、庁保発第二二号、四二食糧業第二六六八号 なお、「住民基本台帳事務処理要領について」(昭和四二年法務省民事甲第 自治振第一五〇号)について、平成一六年一〇月一九日付け総行市第 (需

\equiv 合併特例区が設けられている場合の地域自治区の特例

併特例区を設けている区域については、 ものとされたこと。 合併特例区を設けている市町村において地域自治区を設ける場合には、 (法第五六条関係 地域自治区を設けないことができる

匝 合併特例区の長の職務を行う者

に代わって職務を行う者の選任手続及びその権限を定めるものとすること。 (令第四九条関係) 新設合併後、 合併特例区の長が選任されるまでの間、当該合併特例区の長

第四 市町村の合併の推進に関する構想等に関する事項

基本指針に関する事項

- とされたこと。 推進するための基本的な指針(以下 総務大臣は、 第 (法第五八条第一項関係 一の一の目的を達成するため、 「基本指針」という。)を定めるもの 自主的な市町村の合併を
- (二) 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとされたこと。 (法第五八条第二項関係)
- ①自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項

②二の構想を定めるに当たりよるべき基準

係·令第五九条関係 公衆に見やすい方法により行うものとされたこと。 これを公表しなければならないものとされたこと。この公表は、告示及び 総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、 (法第五八条第三項関 遅滞なく

構想の作成等に関する事項

- (一) 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的 村の合併の推進に関する構想(以下 象市町村」という。)を対象として、当該都道府県における自主的な市町 な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村 れたこと。 (法第五九条第一項関係) 「構想」という。)を定めるものとさ (以下「構想対
- (二) 構想においては、 九条第一 一項関係 次に掲げる事項を定めるものとされたこと。 (法第五
- ①自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
- ②市町村の現況及び将来の見通し
- ③②の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められ る自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ
- ④③の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措 置に関する事項

- れたこと。(法第五九条第三項関係) じめ、三の市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならないものとさ三) 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらか
- を公表しなければならないものとされたこと。(法第五九条第四項関係)四)都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これ
- 一 市町村合併推進審議会に関する事項
- (法第六○条第一項関係)(法第六○条第一項関係)(法第六○条第一項関係)という。)を置くものとされたこと。道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の(一)二の(三)によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都
- 1. 「頂類系) ででいるできるものとされたこと。(法第六○条第要な事項を調査審議することができるものとされたこと。(法第六○条第諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重二) 市町村合併推進審議会は、(一) に定めるもののほか、都道府県知事の二)
- 四 合併協議会設置の勧告等に関する事項
- Ever) 勧告は、書面をもってしなければならないとされたこと。(令第五一条
- 六一条第二項関係) したときは、その旨を公表しなければならないものとされたこと。(法第したときは、その旨を公表しなければならないものとされたこと。(法第(二)都道府県知事は、前項の規定により合併協議会を設けるべきことを勧告
- ならないものとされたこと。(法第六一条第三項関係)く合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければ対象市町村」という。)の長は、それぞれ議会を招集し、当該勧告に基づ(三)(一)により勧告を受けた構想対象市町村(以下「合併協議会設置勧告

- 第六一条第四項から第六項まで関係)勧告した都道府県知事に報告しなければならないものとされたこと。(法勧告した都道府県知事に報告しなければならないものとされたことを、速やかに公表し、かつ、(一)により合併協議会を設けるべきことを(四)合併協議会設置勧告対象市町村の長は、(三)による議会の審議の結果
- 工列(三)の議会の審議により、その議会が合併協議会設置協議について可五)(三)の議会の審議により、そのとされたこと。(法第六一条第一の長は、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について可決しない市町村」という。)町村(以下「合併協議会設置協議について可決しない市町村」という。)で表した合併協議会設置勧告対象市町村以外の合併協議会設置勧告対象市工項~第一○項関係)
- (六)合併協議会設置協議について運挙人の投票に付するよう請求するこ対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求するこ当該合併協議会設置協議について可決しない市町村の選挙管理委員会にとができるものとされたこと。(法第六一条第一一項から第一六項まで関対し、合併協議会設置協議について可決しない市町村において、選挙権を有すとができるものとされたこと。(法第六一条第一一項から第一六項まで関係)

よる請求手続きの規定を準用することとされたこと。(令第五二条関係)の請求に係る署名収集等の手続きに関しては、法第四条第一一項の規定に法第六一条第一一項の規定による合併協議会設置協議についての投票

- 第一七項から第二一項まで関係)
 て選挙人の投票に付さなければならないものとされたこと。(法第六一条ついて可決しない市町村の選挙管理委員会は、合併協議会設置協議について、) の請求があった場合において、合併協議会設置協議に
- 用することとされたこと。(令第五四条関係)手続きに関しては、法第四条第一四項の規定による投票手続きの規定を進法第六一条第一七項の規定による合併協議会設置協議についての投票の
- 過半数の賛成があったときは、合併協議会設置協議について合併協議会設(八)(七)の投票において、合併協議会設置協議について有効投票の総数の

されたこと。 置協議について可決しない市町村の議会が可決したものとみなすものと (法第六一条第二二項関係

(九) すべての合併協議会設置勧告対象市町村の議会が合併協議会設置協議に 二三項関係 により規約を定め、 合には、 ついて可決した((八)により可決したものとみなされた場合を含む。 すべての合併協議会設置勧告対象市町村は、 合併協議会を置くものとされたこと。 合併協議会設置協議 (法第六一条第)場

五. 報告の徴収に関する事項

ことができるものとされたこと。(法第六二条関係) 合併協議会に対し、市町村の合併に関する協議の状況について報告を求める 構想対象市町村が合併協議会を置いているときは、 都道府県知事は、 当該

合併協議会に係るあっせん及び調停に関する事項

- (一) 構想対象市町村が合併協議会を置いている場合において、当該合併協議 村合併調整委員を任命し、あっせん又は調停を行わせることができること 会の委員相互の間において、合併市町村の名称、事務所の位置又は財産処 分等に関する協議が調わないときは、都道府県知事は申請に基づき、 地方自治法の規定を準用するものとされたこと。(法第六三条関係 市町
- (二)都道府県知事は、 知しなければならないもの等とされたこと。(令第五六条関係) ととしたときは、直ちにその旨等を告示するとともに、当事者にこれを通 市町村合併調整委員にあっせん又は調停を行わせるこ

市町村の合併に関する協議の推進に関する勧告に関する事項

- べきことを勧告することができるものとされたこと。 議会における市町村の合併に関する協議の推進に関し必要な措置を講ず 都道府県知事は、構想対象市町村が合併協議会を置いている場合にお 必要があると認めるときは、 当該構想対象市町村に対し、 (法第六四条第一項 当該合併協
- (二) 都道府県知事は、 当該勧告を受けた構想対象市町村に対し、当該勧告に基づいて講じ (一) により必要な措置を講ずべきことを勧告したと

条第三項関係 た措置について報告を求めることができるものとされたこと。 (法第六四

第五 その他

国 都道府県等の協力等に関する事項

- を講ずるものとされたこと。 め、この法律に定めるもののほか、必要な助言、 国は、 都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するた (法第六四条第一項関係 情報の提供その他の措置
- <u>-</u> こと。(法第六五条第二項関係) 資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとされた 国及び都道府県は、 合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に
- (三) 国は、 会議員共済会の運営状況等を勘案し、健全な運営を図るため必要な措置を 講ずるものとされたこと。(法第六五条第三項関係 自主的な市町村の合併の推進に伴う市議会議員共済会及び町 7村議
- るものとされたと。(法第六五条第四項関係) の法律に定めるもののほか、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ず 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、
- 五 されたこと。(法第六五条第五項関係 法律に定めるもののほか、市町村相互間における必要な調整を行うものと 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、
- 特別区に関する特例に関する事項

第六六条関係・令第五七条関係 法及び令中市に関する規定は、特別区に適用するものとされたこと。

三

罰則

で関係) 所要の罰則規定を設けるものとされたこと。(法第六七条から第六九条ま

四 施行期

法、 令及び規則は、 平成一七年四月一日から施行するものとされたこと。

(法附則第一条、令附則第一条・規則附則第一条関係

五失対

/ 経過措置

- 議とみなすこととされたこと。(法附則第六条関係)いて、この法律の施行前に成立した旧法に基づく協議は、新法における協(一)法の施行の日以後に市町村の合併に係る申請を行う合併関係市町村にお
- において、なおその効力を有するとされたこと。(令附則第二条関係)く旧令の規定は、令の施行の日以後も、旧法関係規定が効力を有する限り(二)旧法附則第二条の規定によりなおその効力を有するとされる旧法に基づ

するなど、その取組みを進めている。
向性を確認し、同年八月三一日に、新たな市町村合併支援プランを策定た、政府・市町村合併推進本部は、新法下での継続しての合併推進の方を推進するための基本的な指針」を各都道府県に対して示している。ま平成一七年五月三一日には、麻生総務大臣が、「自主的な市町村の合併

○新市町村合併支援プランの概要

(平成一七年八月三一日 市町村合併支援本部決定)

第一 市町村合併支援の必要性

に推進していく必要がある。要請に応えていくため、新法の下で、引き続き自主的な市町村の合併を全国的が見られるところであり、平成一七年四月以降も、地方分権の一層の推進等のが見られるところであり、平成一七年四月以降も、地域ごとの進捗状況には差異

第二 新支援プラン策定の方針

一趣

ちづくりを実現するものである。より、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まは、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まに当たっての支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することに 新支援プランは、新法の下で市町村が合併し、新しいまちづくりを行う

二 対象地域

- (一) 都道府県により構想に位置づけられた構想対象市町村
- (二) 新法に基づいて合併した市町村

第三 新支援プラン

市町村合併支援策

(一) 地方行財政上の支援策及びその拡充策

①行政支援策

- ○市町村合併が行われた場合の選挙権の特例○町村合併の市制要件の緩和
- ○支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- ○政令指定都市の指定の弾力化
- ○補助施設の他用途転用の取扱い
- 償還の取扱い ○施設の統合整備に伴い廃止転用する施設に充当された地方債の繰上

築

- ○合併後市町村の人材育成への支援
- ②財政措置等による支援
- ○普通交付税の算定の特例
- ○合併直後の臨時的経費に対する財政措置
- ○合併市町村まちづくりのための事業に対する財政措置
- ○合併前に必要となる事業に対する財政措置
- ○合併準備経費に対する財政措置○合併支援のための公債費負担の格差是正に係る財政措置

-650-

○都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置

○税制上の特例措置

(二) 関係省庁の連携による支援策

①快適な暮らしを支える社会基盤の整備

道路の整備(五事業)

交通の利便性確保のための条件整備 (四事業)

ンに基づき、

引き続き必要な支援を行うことが望まれる。

市街地の整備 (一事業)

住環境の整備 (二事業)

公園・緑地の整備(一事業)

オ

力 地域の再生 (一事業)

②豊かな生活環境の創造

廃棄物処理対策の推進(一事業)

上水道の整備 (三事業)

下水道等の整備(五事業)

ウ

消防・防災・国土保全の推進 (八事業)

情報通信の整備 (四事業)

オ

③生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

国民健康保険事業の安定的な運営の推進 (一事業)

高齢者の社会参加の促進(一事業)

イ

- 次世代を担う教育の充実 (四事業)

新世紀に適応した産業の振興

農林水産業の振興(十六事業)

ア

イ 商工業の振興 (四事業)

連携・交流による開かれたまちづくり(六事業)

市町村合併支援アドバイザー制度

市町村合併の広報・啓発

(一) 全国合併市町村による参加・交流型イベントの実施

市町村合併の広報・啓発

> 兀 市町村合併支援窓口

第四

都道府県の取組

業の優先採択・重点投資 想に位置づけられた構想対象市町村及び合併市町村を対象として、 都道府県においては、 新法に基づいて速やかに構想を策定するとともに、構 権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プラ 都道府県事

-651-